

健康で安心して暮らせる
ぬくもりのある福祉のまちづくり

第7期北斗市障がい者福祉計画
第3期北斗市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

北 斗 市

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者への理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがなの「がい」で表記しています。

ただし、法令、法的効力を伴う制度や事業等の名称、団体名などの固有名詞、医学用語や学術用語等の専門用語、他の文書や法令等を引用する場合などは、従来どおり漢字表記としています。

－第7期北斗市障がい者福祉計画・

第3期北斗市障がい児福祉計画の策定にあたって－

日本全体の問題として真っ先に挙げられている人口減少と少子高齢化が進んでいる中、北斗市ではその問題の解決に向け、SDGs（Sustainable Development Goals）の理念に基づき、日々課題解決に取り組んでおります。

また、3年以上に渡り全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月に5類に移行し、日常生活が少しずつ平時に戻りつつあります。

このような状況の中、国におきましては、地域生活や就労支援の強化等により障がいのある方が希望する生活を実現できるよう「障害者総合支援法」の改正及び、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を図ることを目的に「児童福祉法」の改正をそれぞれ行いました。

これらの法整備により、障がいのある方が地域や職場で生きがい、役割を持ち、医療、福祉、雇用等各分野の支援を受けながら、より自分らしく安心して暮らすことができる体制の構築が図られるものと考えております。

そうした背景の中、このたび北斗市では、中長期的な障がいのある方のための施策に関する基本的な計画として、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする本計画を策定いたしました。

今後も、関係する方々と連携・協働しながら、障がいのある・なしに関わらず住みやすい街・北斗市の実現を目指してまいりますので、市民の皆様におかれましても計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ご協力くださいますようお願い致します。

最後になりますが、計画策定に当たりまして貴重なご意見をいただきました北斗市障がい者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。



令和6年3月

北斗市長 池田達雄

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景.....	2
2 近年の法制度の動き.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象とする障がい者の範囲.....	6
5 計画の期間.....	6
6 計画策定の体制.....	6
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	7
8 重層的支援体制整備事業について.....	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 人口の状況.....	10
2 各種障害者手帳の所持状況.....	11
3 身体障がい者の状況.....	12
4 知的障がい者の状況.....	15
5 精神障がい者の状況.....	17
6 特別支援学級の設置状況.....	19
7 障害支援区分の認定者数の推移.....	21
8 アンケート等でみる北斗市の状況.....	22
第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画	43
1 基本的な考え方.....	44
2 成果目標.....	46
3 障害福祉サービス等の推進.....	52
4 地域生活支援事業の推進.....	64
5 障がい児福祉サービス等の推進.....	73
第4章 計画の推進に向けて	77
1 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり.....	78
2 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり.....	79
資 料 編	81

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

北斗市では、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和3年3月に「第6期北斗市障がい者福祉計画」及び「第2期北斗市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、北斗市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期北斗市障がい者福祉計画」及び「第2期北斗市障がい児福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第7期北斗市障がい者福祉計画」及び「第3期北斗市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

①(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年5月制定、令和6年4月施行)

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

③ 令和4年12月制定、令和5年4月施行

障害者雇用における事業主の責務としての職業能力の開発および向上に関する措置、有限責任事業組合(LLP)算定特例の全国展開、在宅就業支援団体の登録要件緩和、精神障害者である短時間労働者の雇用率算定にかかる特例の延長(省令改正)が規定された。

④ 令和4年12月制定、令和6年4月施行

週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等が規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月制定、令和6年4月施行)

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

(令和3年6月制定、9月施行)

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的として制定された。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障がい者福祉計画

障がい者福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、北斗市での障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(3)他計画との関係

この計画は、国の及び道の基本方針を踏まえるとともに、「第2次北斗市総合計画」を上位計画とし、「北斗市地域福祉計画」、「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

4 計画の対象とする障がい者の範囲

本計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、障害者総合支援法第4条の定義のとおりです。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で18歳以上である者
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 計画の期間

市町村障がい者福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等によって柔軟な期間設定が可能となっています。

本市では上記を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6期障がい者福祉計画			第7期障がい者福祉計画			第8期障がい者福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

6 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業所、障がい当事者団体、ボランティア団体、校長会、町会連合会、民生委員児童委員連合会、社会福祉協議会等の代表者で構成された、北斗市障がい者福祉計画策定委員会を設置し審議を重ねました。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

8 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、北斗市全体の福祉の向上をめざすものとします。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

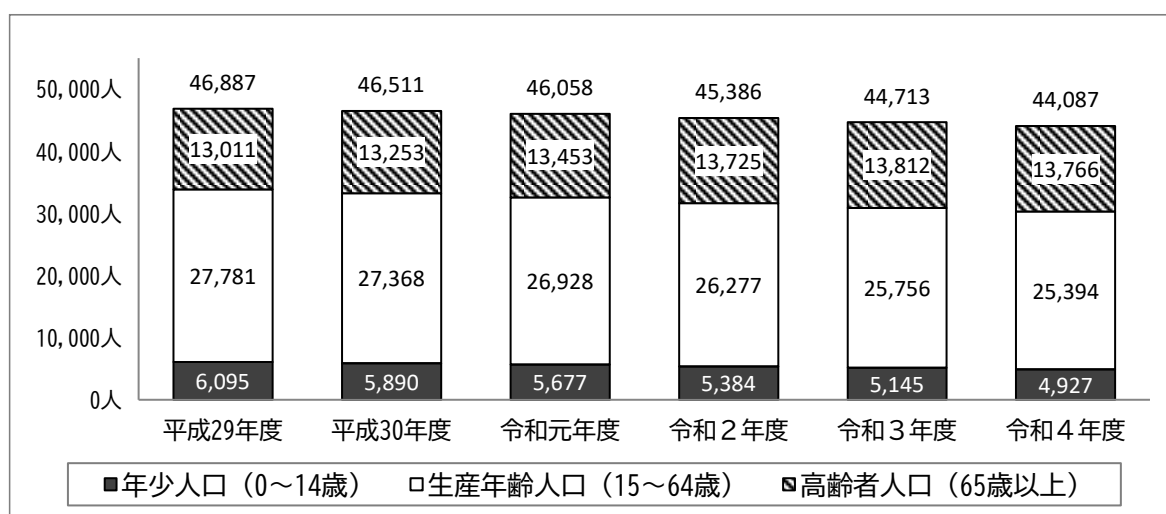
1 人口の状況

北斗市の総人口は、平成29年度の46,887人から令和4年度の44,087人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口でみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は令和3年度まで増加傾向で推移し、令和4年度に若干減少したものの、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年少人口（0～14歳）	6,095	5,890	5,677	5,384	5,145	4,927
生産年齢人口（15～64歳）	27,781	27,368	26,928	26,277	25,756	25,394
高齢者人口（65歳以上）	13,011	13,253	13,453	13,725	13,812	13,766
総人口	46,887	46,511	46,058	45,386	44,713	44,087



各年度（3月末現在）

2 各種障害者手帳の所持状況

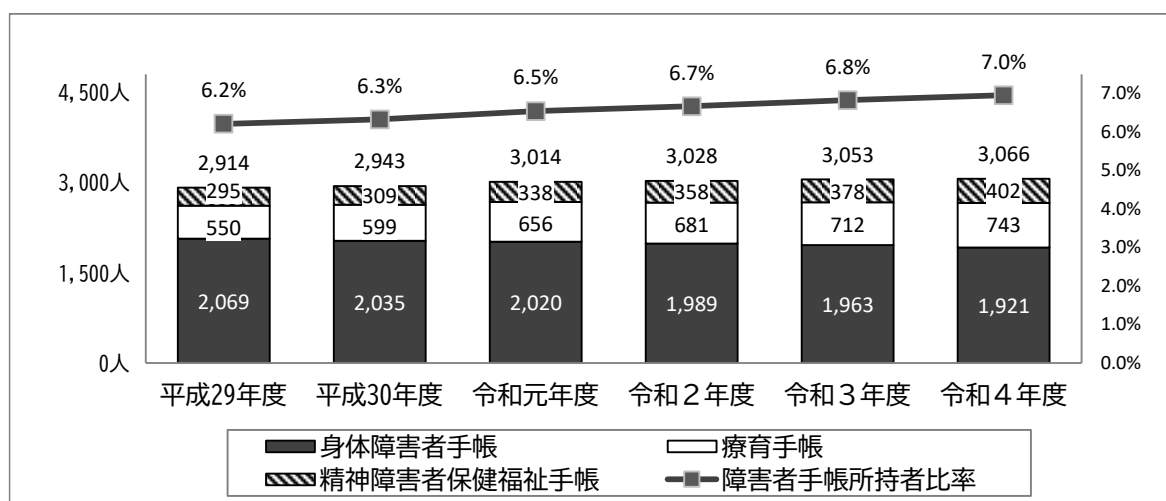
障害者手帳所持者は、平成29年度の 2,914 人から令和4年度の 3,066 人と増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率も、平成29年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度には 7.0%となっています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	2,069	2,035	2,020	1,989	1,963	1,921
療育手帳	550	599	656	681	712	743
精神障害者保健福祉手帳	295	309	338	358	378	402
障害者手帳所持者数	2,914	2,943	3,014	3,028	3,053	3,066
障害者手帳所持者比率	6.2%	6.3%	6.5%	6.7%	6.8%	7.0%



各年度（3月末現在）

3 身体障がい者の状況

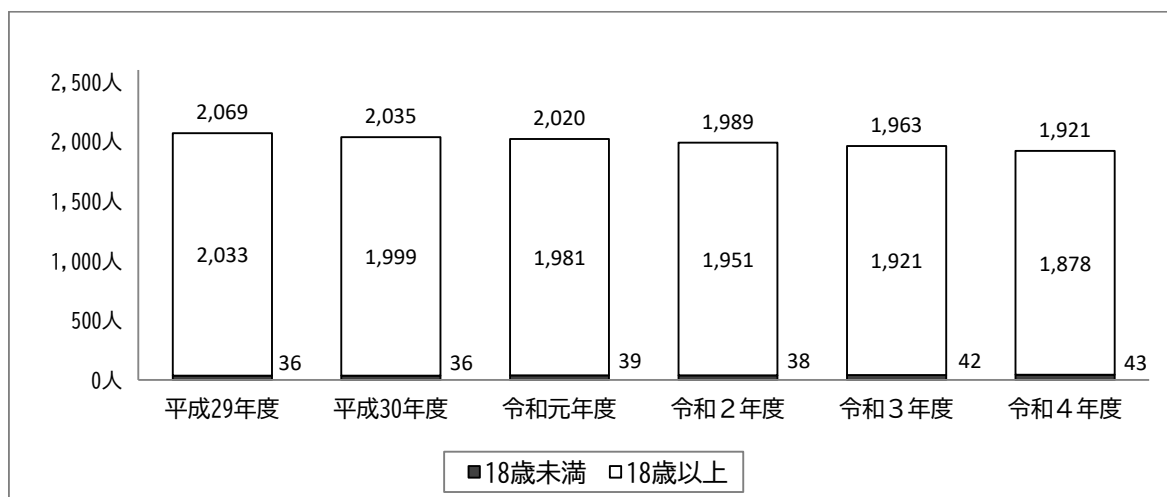
(1)年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成29年度の2,069人から令和4年度の1,921人と減少傾向で推移しています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	36	36	39	38	42	43
18 歳以上	2,033	1,999	1,981	1,951	1,921	1,878
合 計	2,069	2,035	2,020	1,989	1,963	1,921



各年度（3月末現在）

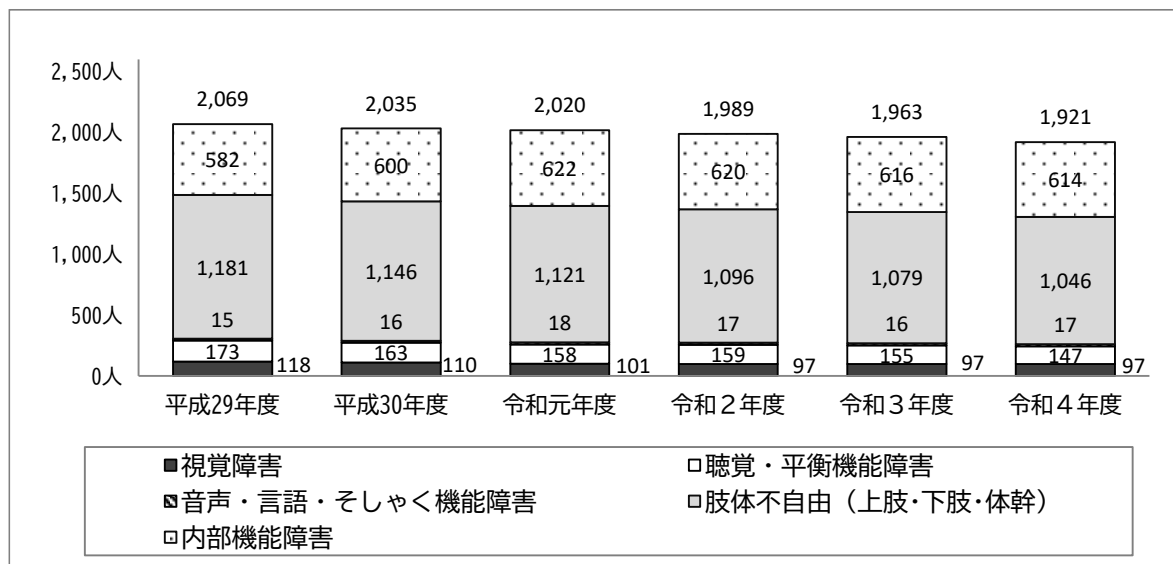
(2)障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

障害種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和4年度では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が1,046人で最も多く、次いで「内部機能障害」の614人となっています。

障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	118	110	101	97	97	97
聴覚・平衡機能障害	173	163	158	159	155	147
音声・言語・そしゃく機能障害	15	16	18	17	16	17
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1,181	1,146	1,121	1,096	1,079	1,046
内部機能障害	582	600	622	620	616	614
合 計	2,069	2,035	2,020	1,989	1,963	1,921



各年度(3月末現在)

(3) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

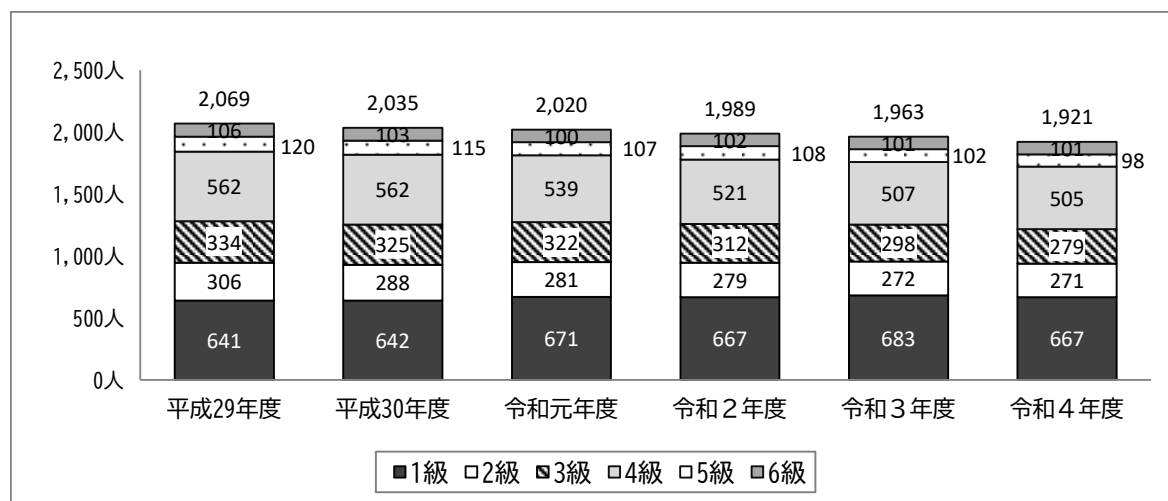
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和4年では「1級」が667人で最も多く、次いで「4級」の505人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	641	642	671	667	683	667
2級	306	288	281	279	272	271
3級	334	325	322	312	298	279
4級	562	562	539	521	507	505
5級	120	115	107	108	102	98
6級	106	103	100	102	101	101
合 計	2,069	2,035	2,020	1,989	1,963	1,921



各年度（3月末現在）

4 知的障がい者の状況

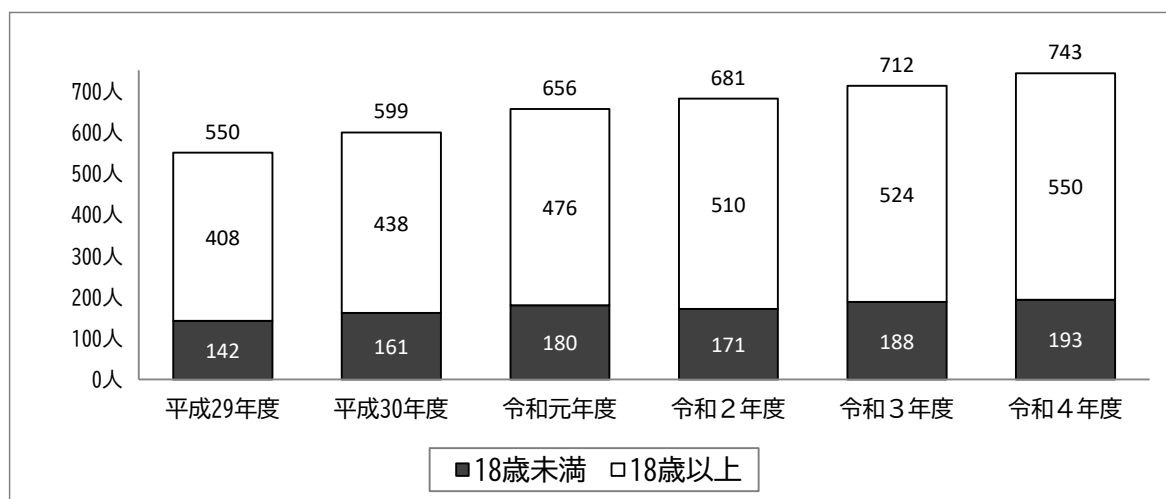
(1)年代別療育手帳の所持者数の推移

療育手帳所持者は、平成29年度の550人から令和4年度の743人と増加傾向で推移しています。

年代別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	142	161	180	171	188	193
18 歳以上	408	438	476	510	524	550
合 計	550	599	656	681	712	743



各年度（3月末現在）

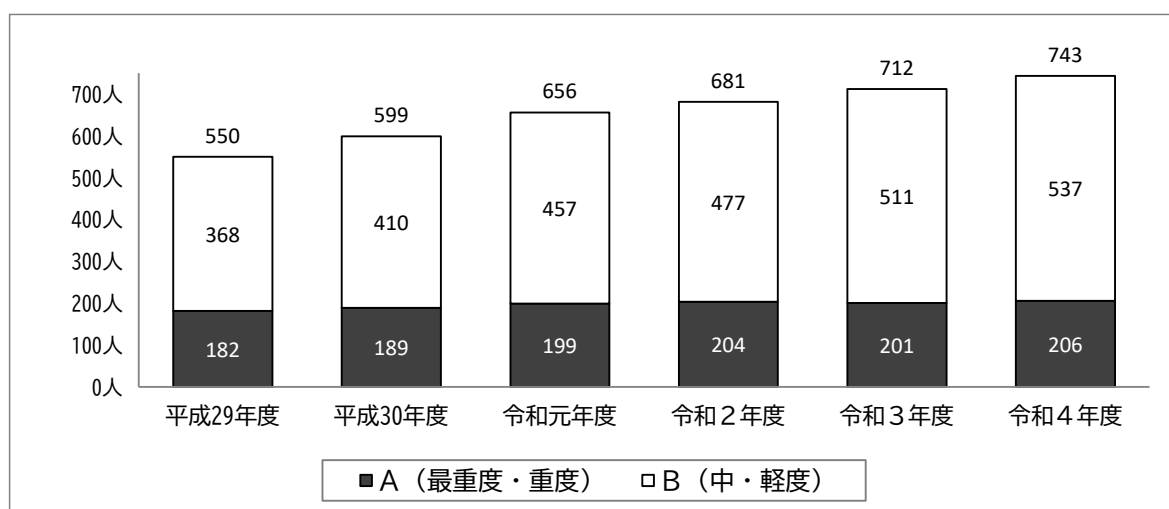
(2)等級別療育手帳の所持者数の推移

等級別療育手帳所持者数をみると、「B(中・軽度)」が増加傾向で推移しており、令和4年度では537人となっています。

障がい程度別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A (最重度・重度)	182	189	199	204	201	206
B (中・軽度)	368	410	457	477	511	537
合 計	550	599	656	681	712	743



各年度（3月末現在）

5 精神障がい者の状況

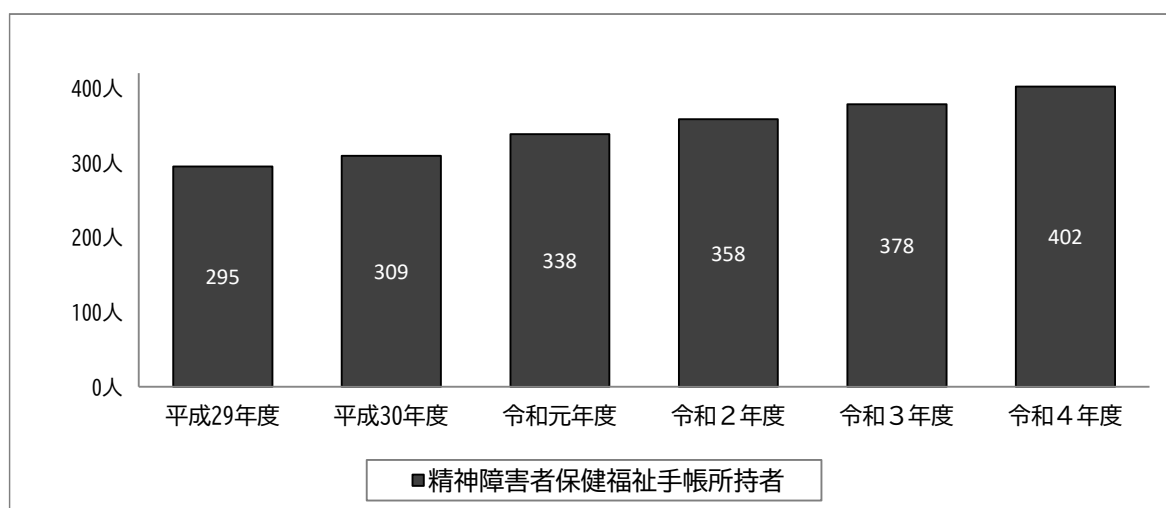
(1)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年度の 295 人から令和4年度の 402 人と増加傾向で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	295	309	338	358	378	402



各年度（3月末現在）

(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

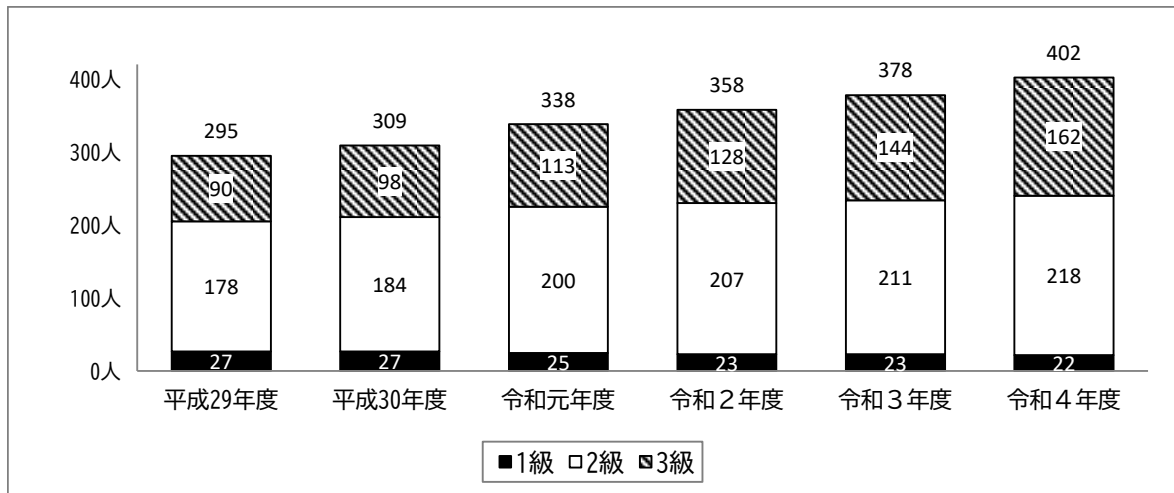
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2 級」「3 級」とともに増加傾向で推移しており、令和4年度では、「2 級」218人、「3 級」162人となっています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	27	27	25	23	23	22
2 級	178	184	200	207	211	218
3 級	90	98	113	128	144	162
合 計	295	309	338	358	378	402



各年度（3月末現在）

6 特別支援学級の設置状況

(1)特別支援学級数の推移

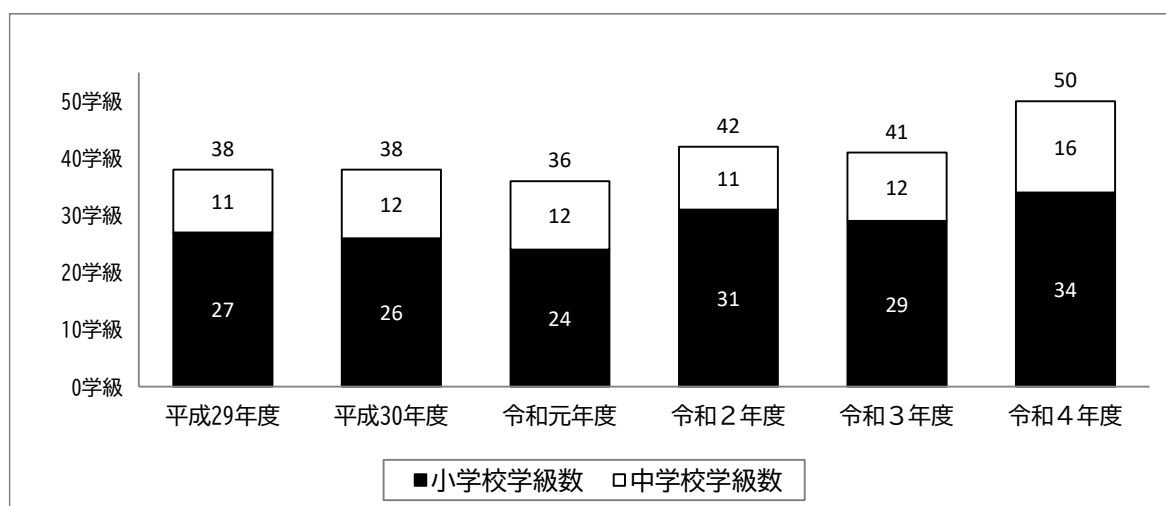
特別支援学級数の合計は、平成29年度の 38 学級から令和4年度の 50 学級と年ごとの増減はみられますが増加しています。

令和4年度の小学校の特別支援学級数は 34 学級、中学校の特別支援学級数は 16 学級となっています。

特別支援学級数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校学級数	27	26	24	31	29	34
中学校学級数	11	12	12	11	12	16
合 計	38	38	36	42	41	50



各年度（3月末現在）

(2)特別支援学級の児童・生徒数の推移

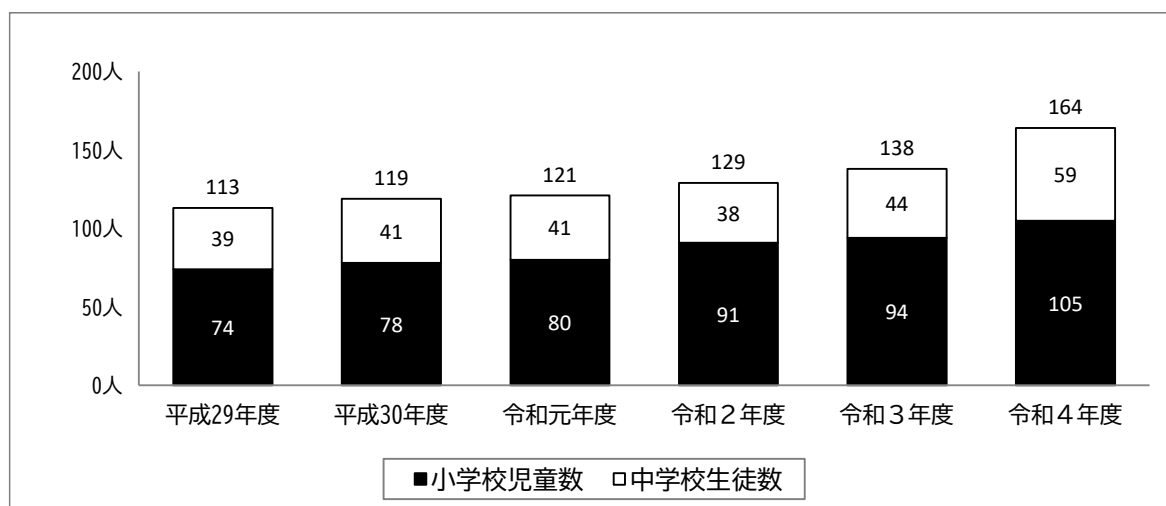
特別支援学級の児童・生徒数の合計は、平成29年度の113人から令和4年度の164人と増加傾向で推移しています。

令和4年度の小学校の特別支援学級児童数は105人、中学校の特別支援学級生徒数は59人となっています。

特別支援学級の児童・生徒数の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校児童数	74	78	80	91	94	105
中学校生徒数	39	41	41	38	44	59
合 計	113	119	121	129	138	164



各年度（3月末現在）

7 障害支援区分の認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、平成29年度の144人から年度ごとにばらつきがみられ、令和4年度では114人となっています。

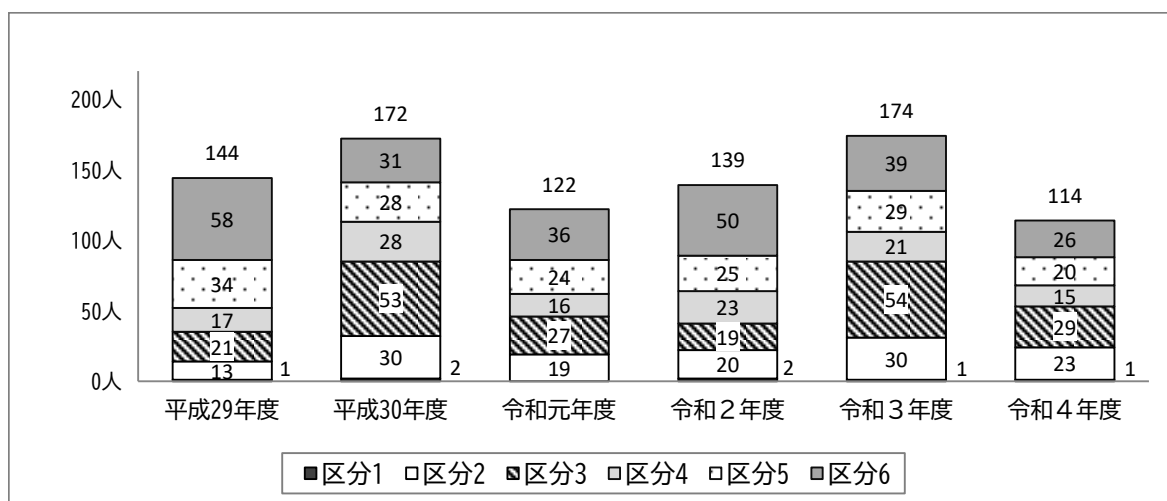
区分別の認定者数をみると、令和4年度では「区分3」が29人で最も多く、次いで「区分6」の26人となっています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

障害支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分 1	1	2	0	2	1	1
区分 2	13	30	19	20	30	23
区分 3	21	53	27	19	54	29
区分 4	17	28	16	23	21	15
区分 5	34	28	24	25	29	20
区分 6	58	31	36	50	39	26
合 計	144	172	122	139	174	114



各年度（3月末現在）

8 アンケート等でみる北斗市の状況

(1)調査概要

①調査の目的

令和5年8月～9月に市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方1,500人を無作為に抽出し、郵送でアンケート調査した結果、777人(51.8%)の回答がありました

②係数処理上の注記

- 図表中の「今回調査」は令和5年に実施したアンケート調査を、「前回調査」は令和2年に実施したアンケート調査をそれぞれ指します。
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

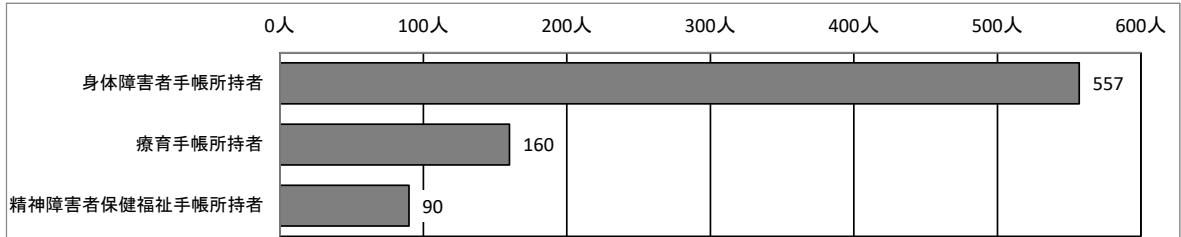
(2)調査結果

①回答者の状況

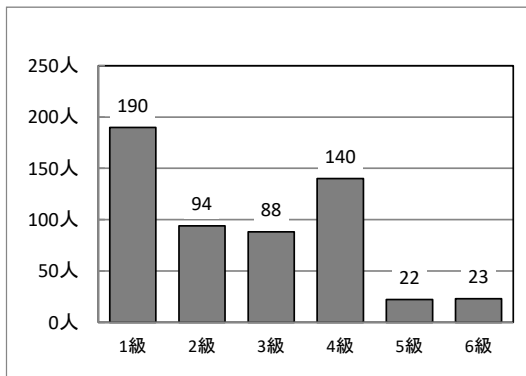
回答のあった人は、身体障害者手帳を所持している人が557人(69.0%)、療育手帳を所持している人が160人(19.8%)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が90人(11.2%)となっています。

※手帳を複数所持している方がいるため、回答者数(777人)とは一致しません。

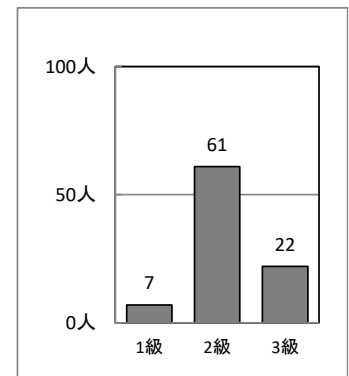
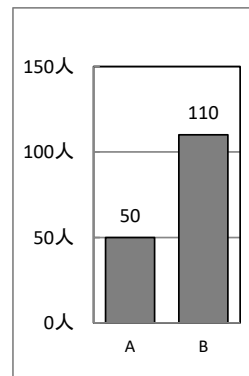
【各種手帳の所持状況】



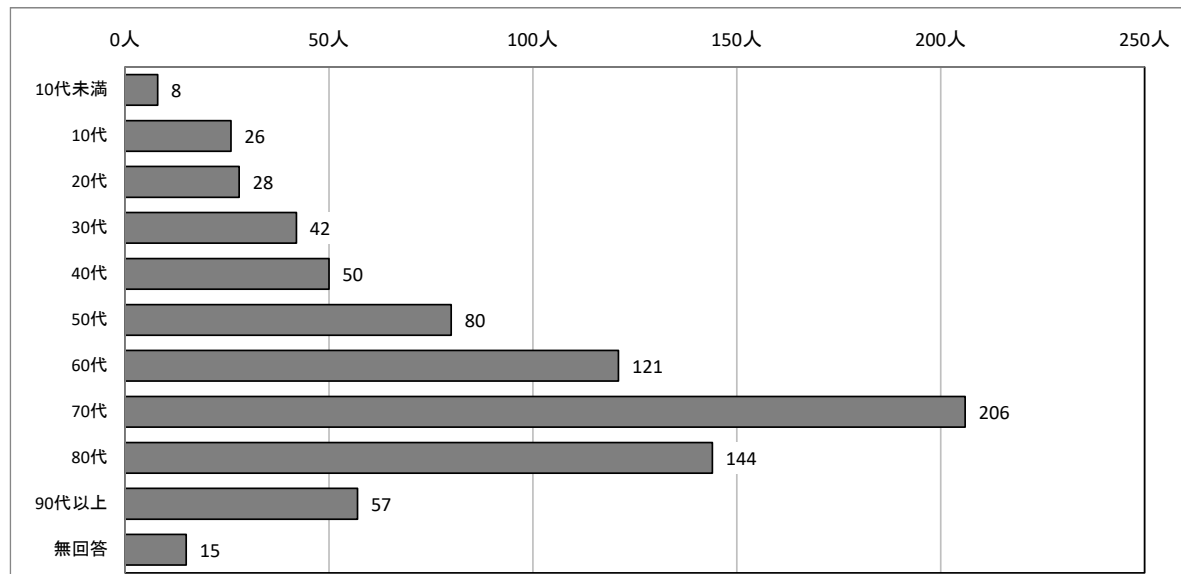
【身体障害者手帳の所持者】



【療育手帳の所持者】 【精神障害者保健福祉手帳の所持者】



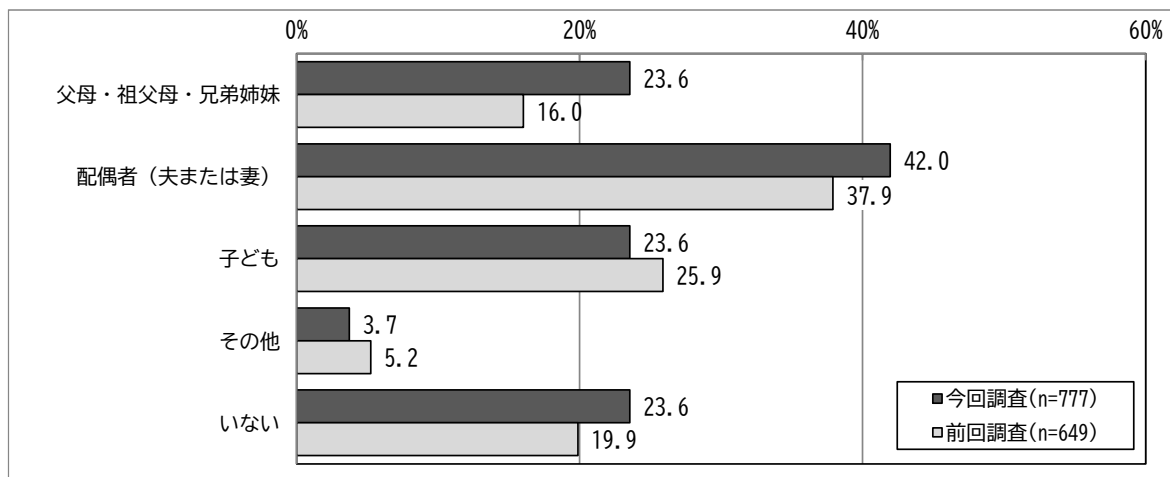
【年齢階層】



②世帯や介護者について

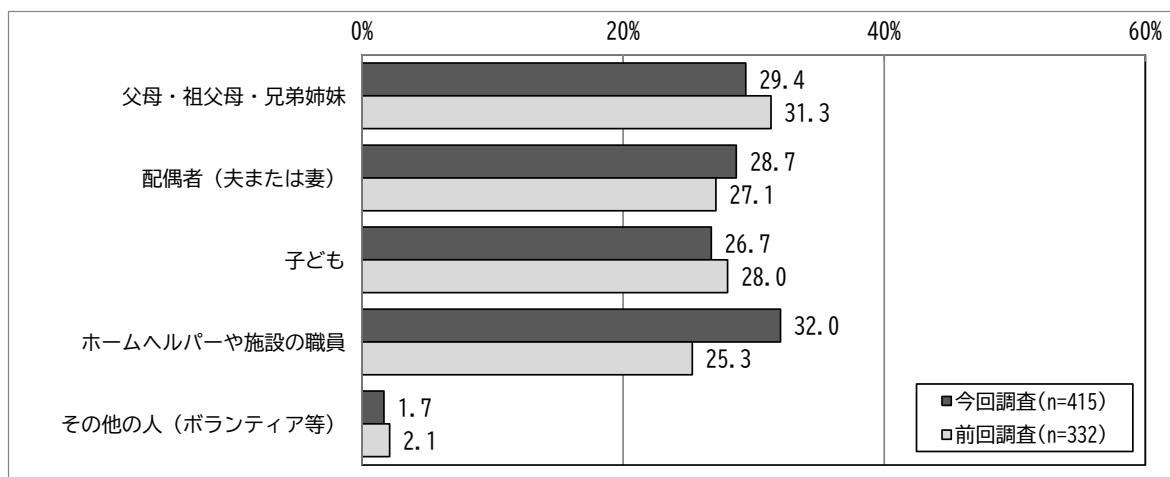
【同居者】

「配偶者（夫または妻）」が42.0%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」「子ども」「いない」23.6%、「その他」3.7%の順となっています。



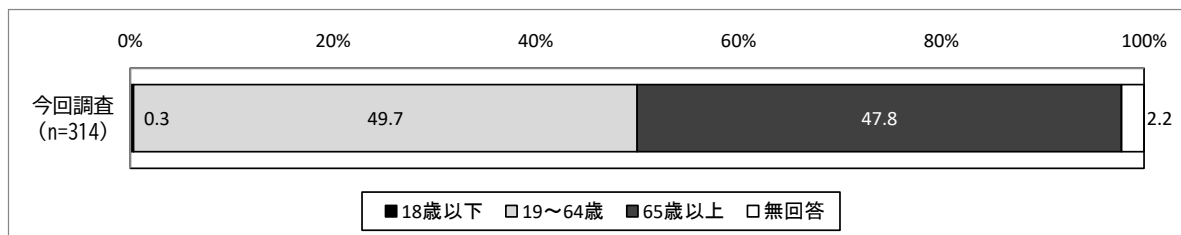
【介護者】

「ホームヘルパーや施設の職員」が32.0%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」29.4%、「配偶者（夫または妻）」28.7%の順となっています。



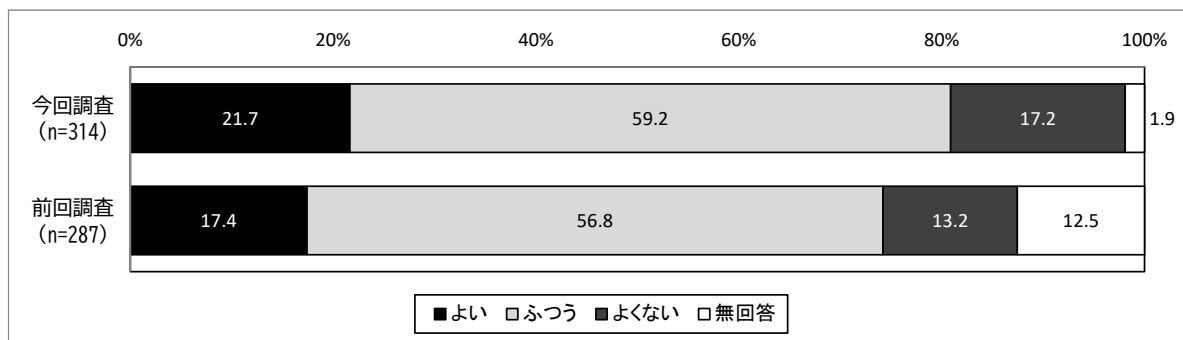
【介護者の年齢】

「19～64歳」が49.7%で最も多く、次いで「65歳以上」47.8%、「18歳以下」0.3%の順となっています。



【介護者の健康状態】

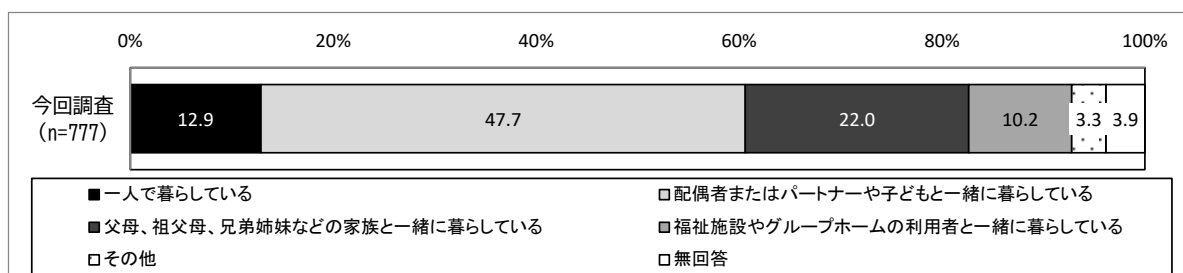
「ふつう」が59.2%で最も多く、次いで「よい」21.7%、「よくない」17.2%の順となっています。



③住まいや暮らしについて

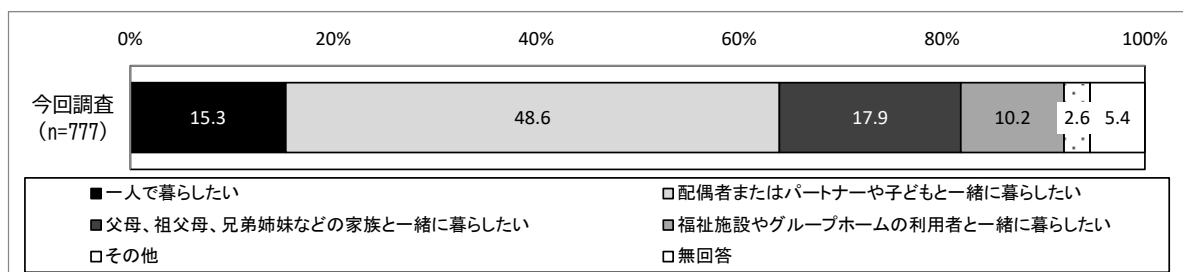
【現在一緒に暮らしている人】

「配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしている」が47.7%で最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」22.0%、「一人で暮らしている」12.9%の順となっています。



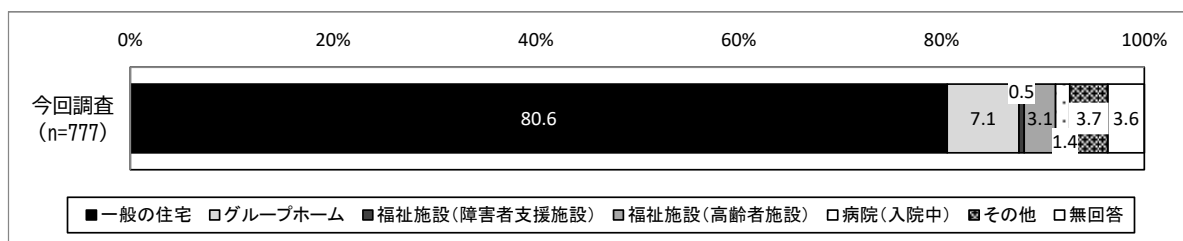
【今後3年以内に一緒に暮らしたい人】

「配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしたい」が48.6%で最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」17.9%、「一人で暮らしたい」15.3%の順となっています。



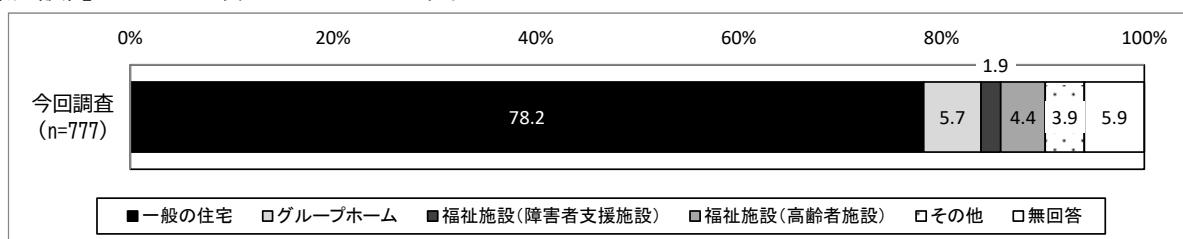
【現在暮らしている場所】

「一般の住宅」が80.6%で最も多く、次いで「グループホーム」7.1%、「その他」3.7%の順となっています。



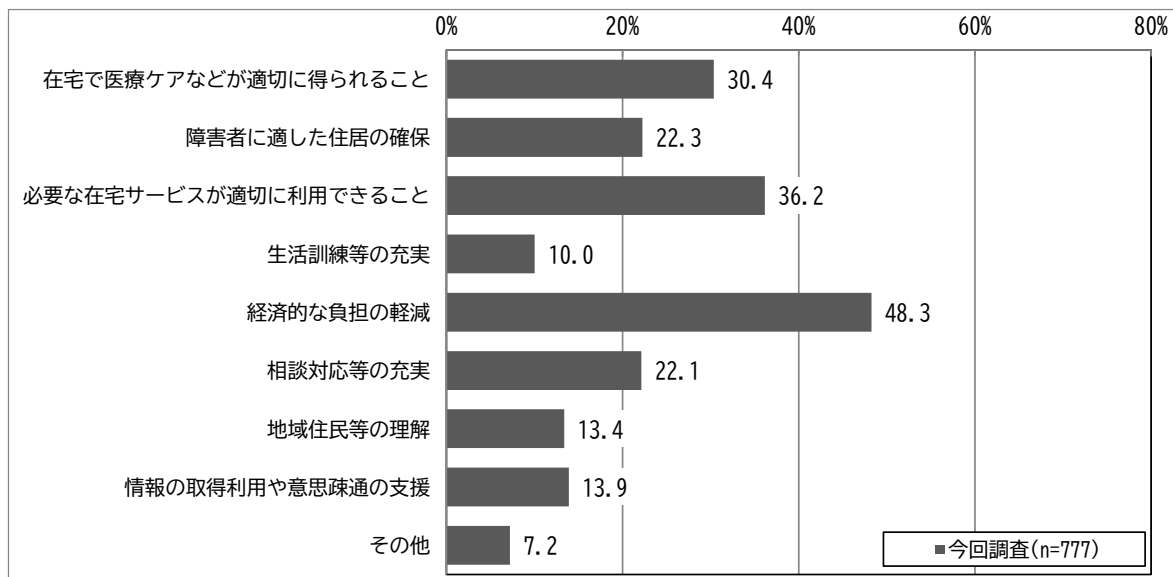
【今後3年以内に暮らしたい場所】

「一般の住宅」が78.2%で最も多く、次いで「グループホーム」5.7%、「福祉施設（高齢者施設）」4.4%の順となっています。



【希望する暮らしを送るために必要な支援】

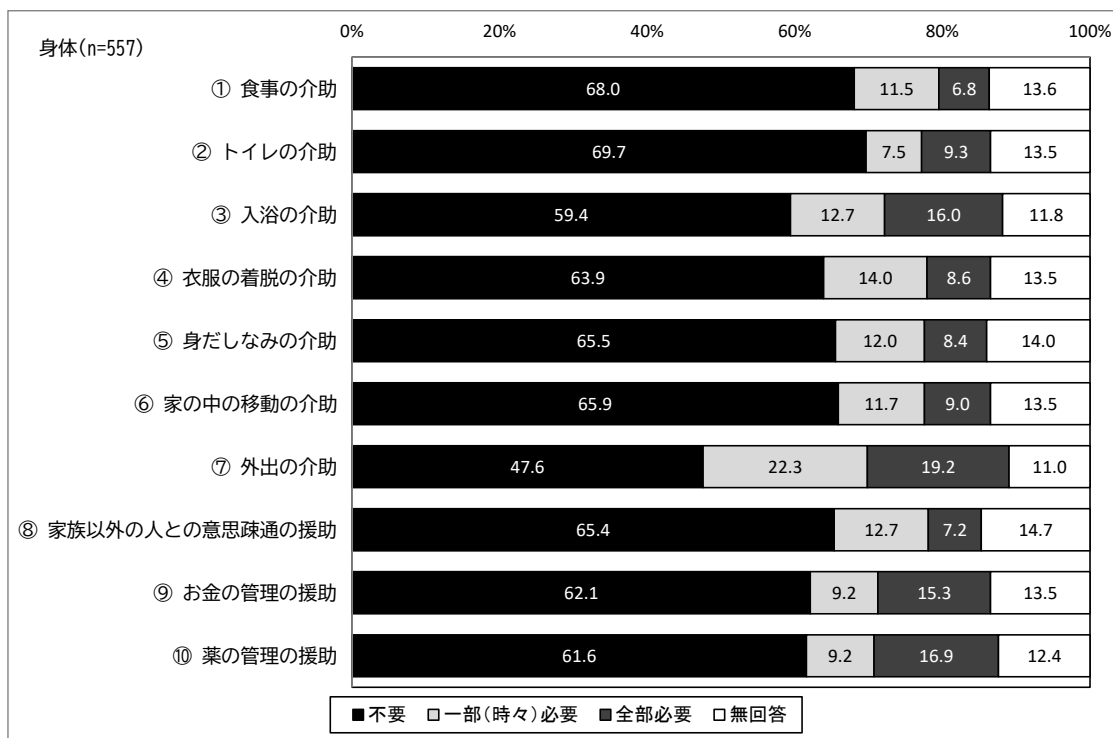
「経済的な負担の軽減」が48.3%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」36.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」30.4%の順となっています。



④日常生活の状況

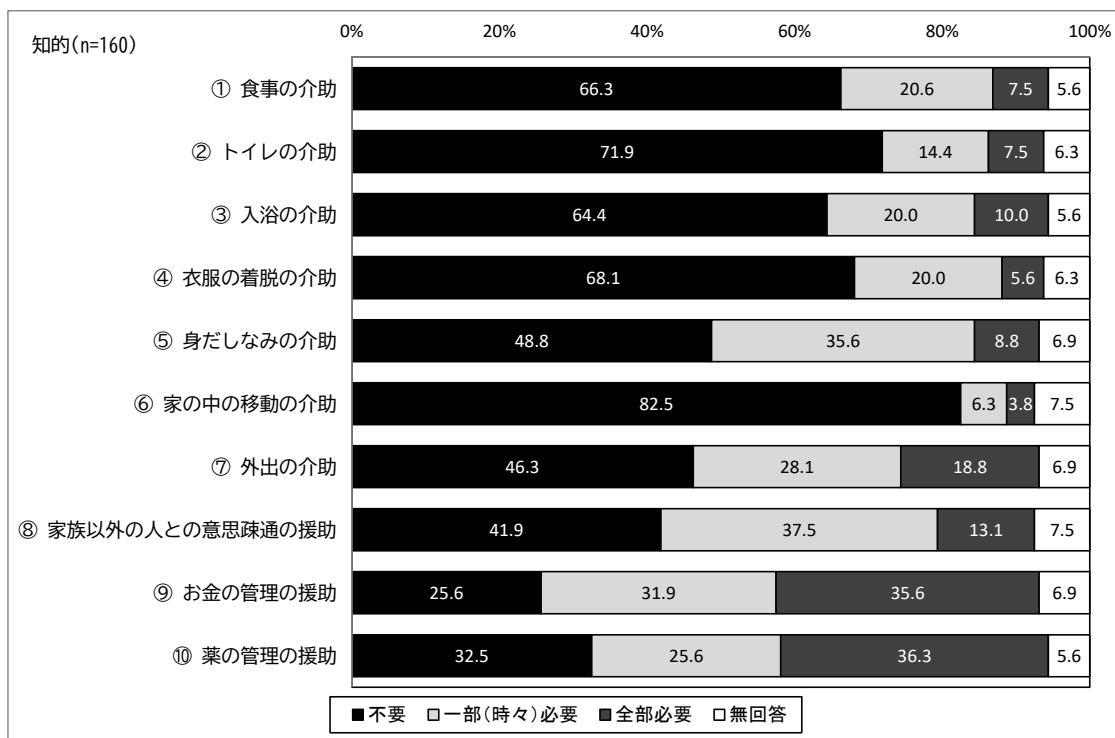
【日常生活において必要な支援（身体障害者手帳所持者）】

「⑦外出の介助」が41.5%と最も多くなっており、次いで「③入浴の介助」28.7%となっています。



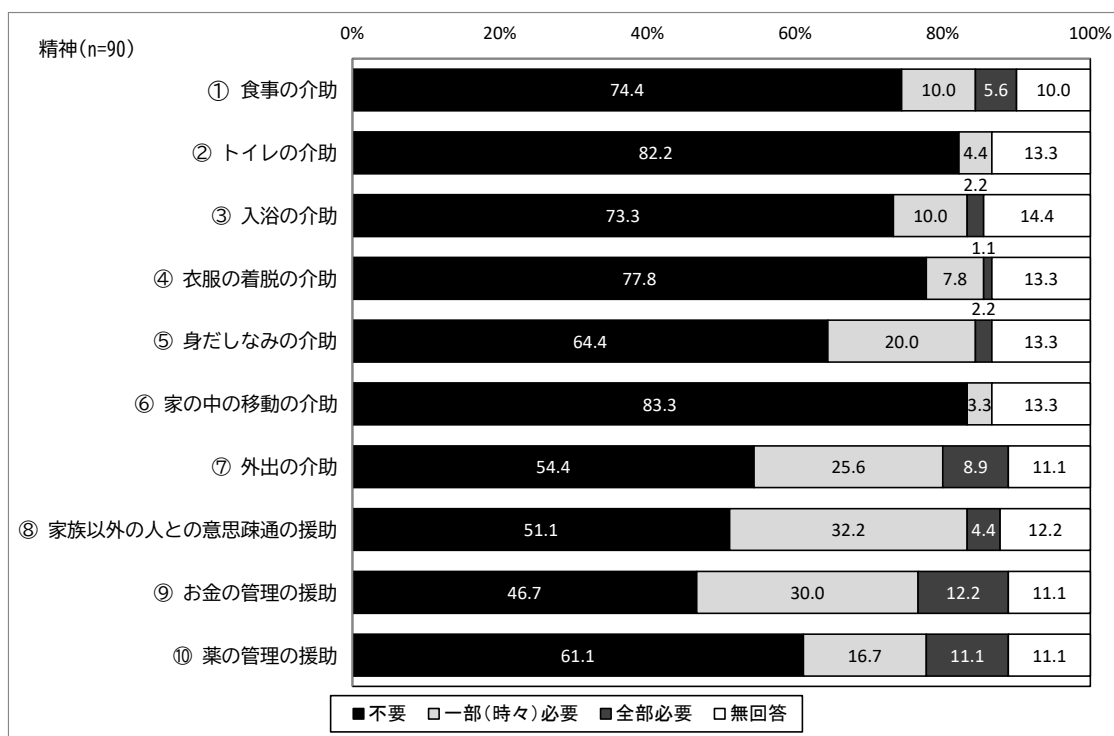
【日常生活において必要な支援（療育手帳所持者）】

「⑨お金の管理の援助」が 67.5%と最も多くなっており、次いで「⑩薬の管理の援助」61.9%となっています。



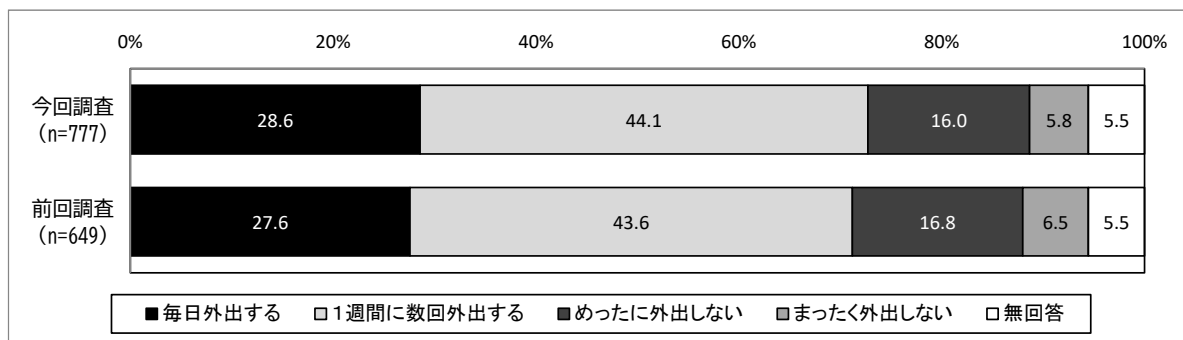
【日常生活において必要な支援（精神障害者保健福祉手帳所持者）】

「⑨お金の管理の援助」が 42.2%と最も多くなっており、次いで「⑧家族以外の人との意思疎通の援助」36.6%となっています。



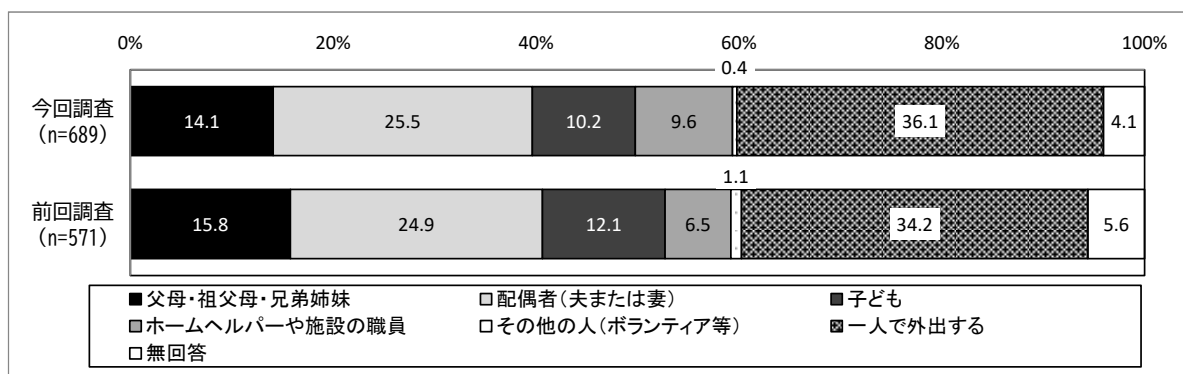
【1週間の外出頻度】

「1週間に数回外出する」が44.1%で最も多く、次いで「毎日外出する」28.6%、「めったに外出しない」16.0%の順となっています。



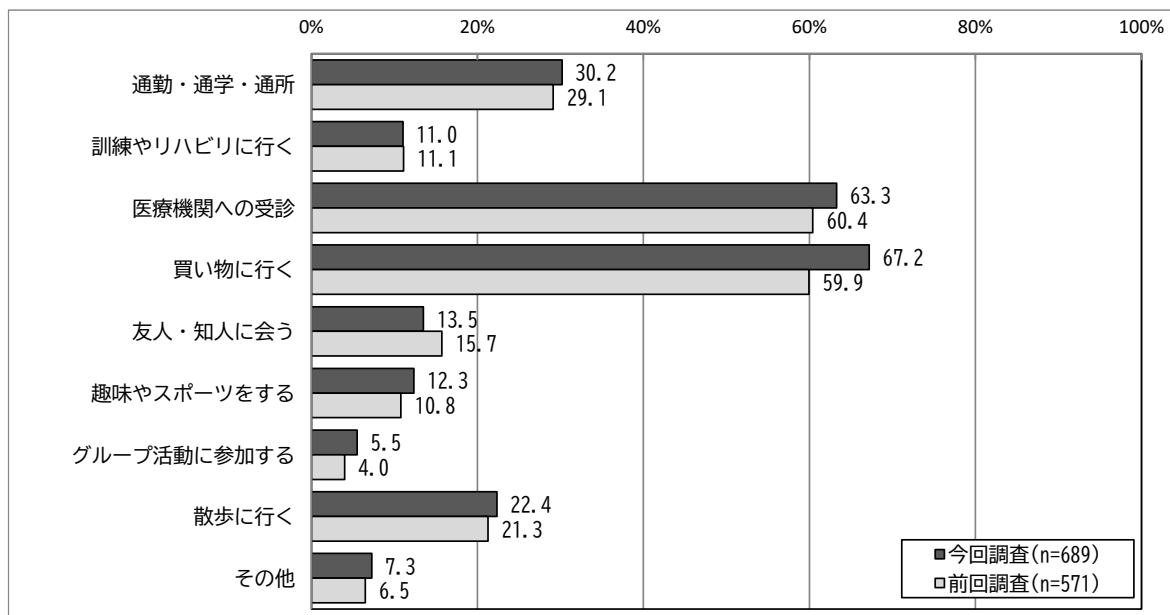
【外出する際の同伴者】

「一人で外出する」が36.1%で最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」25.5%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」14.1%の順となっています。



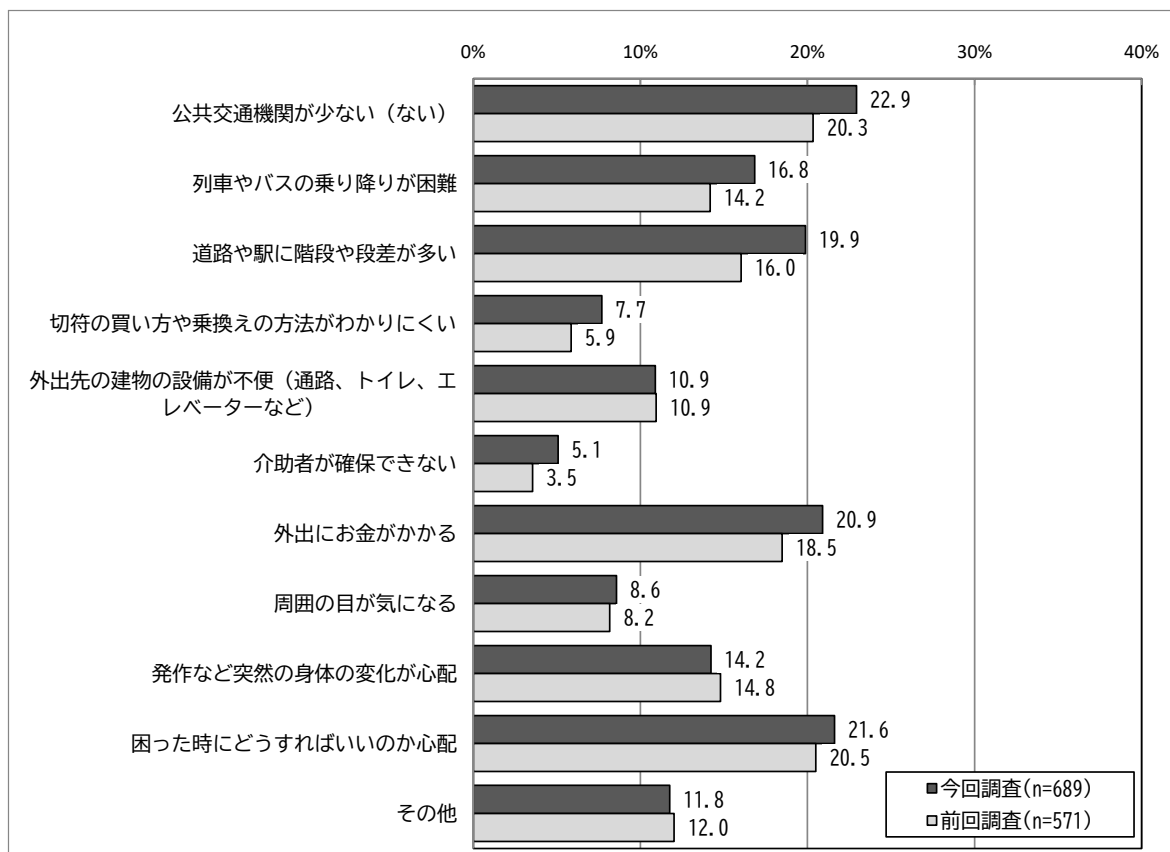
【外出の目的】

「買い物に行く」が67.2%で最も多く、次いで「医療機関への受診」63.3%、「通勤・通学・通所」30.2%の順となっています。



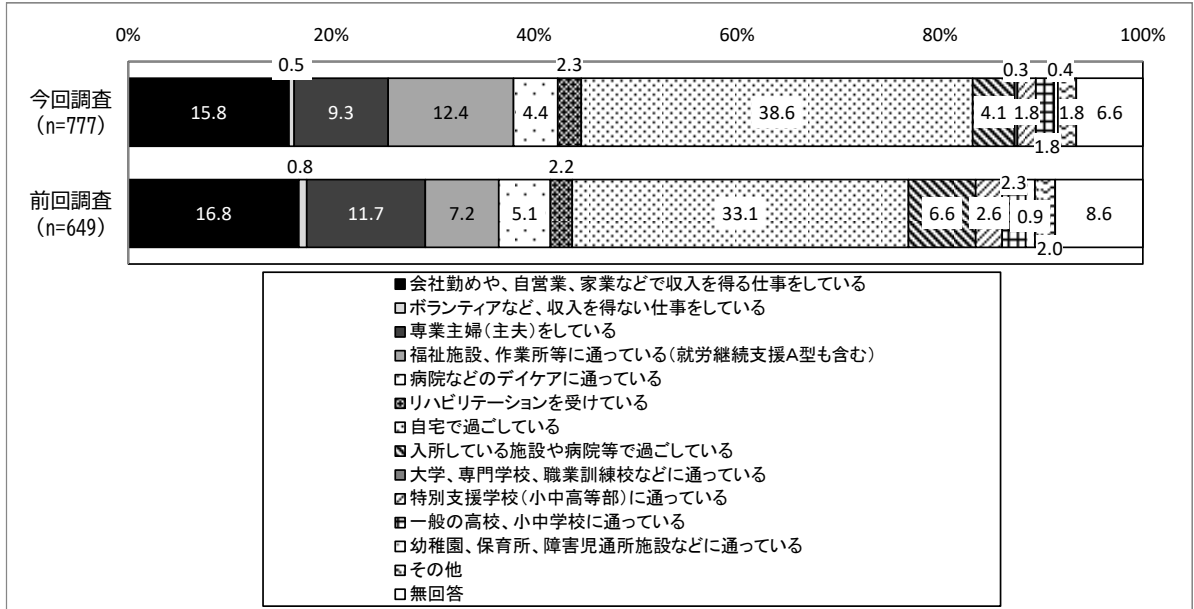
【外出時に困ること】

「公共交通機関が少ない(ない)」が22.9%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」21.6%、「外出にお金がかかる」20.9%の順となっています。



【日常生活の過ごし方】

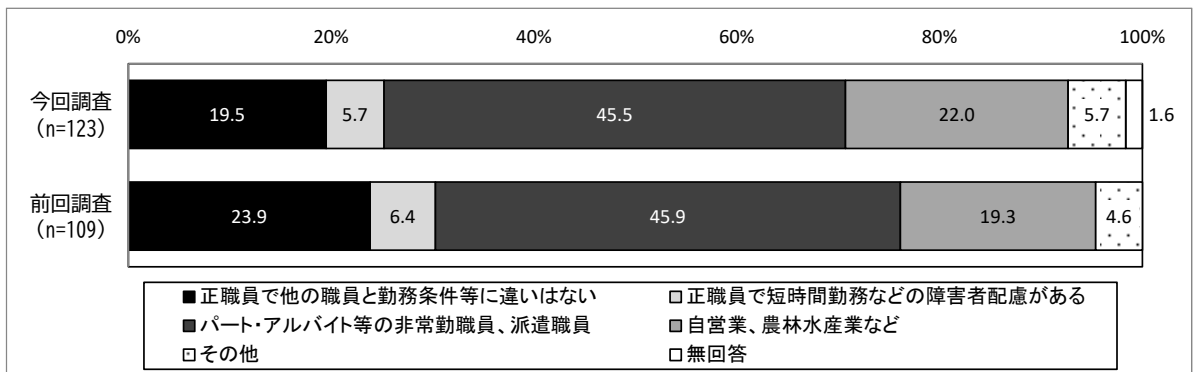
「自宅で過ごしている」が38.6%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」15.8%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」12.4%の順となっています。



【勤務形態】

「収入を得る仕事をしている」と回答した方のみ

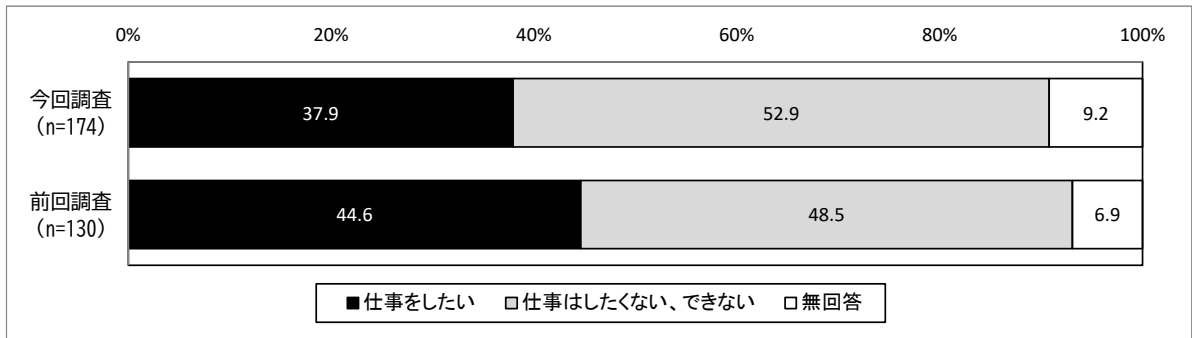
「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が45.5%で最も多く、次いで「自営業、農林水産業など」22.0%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」19.5%の順となっています。



【今後収入を得る仕事をしたいか】

「収入を得る仕事をしていない18～64歳の方」のみ

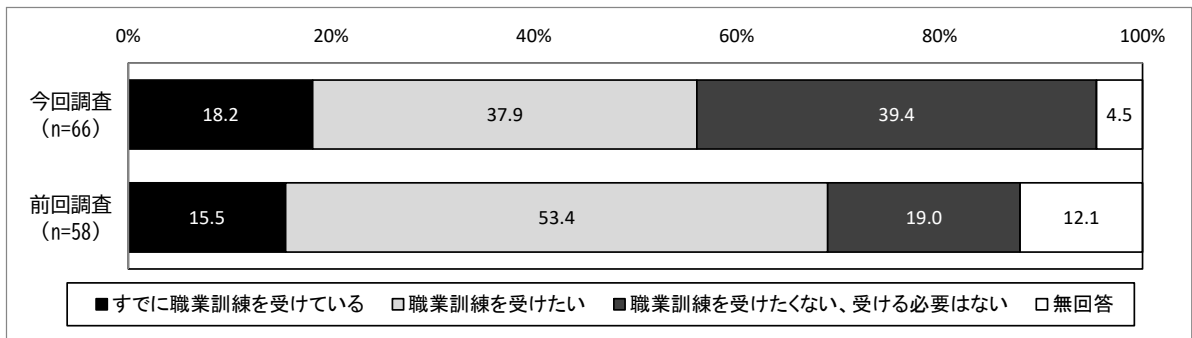
「仕事をしたい」が37.9%、「仕事はしたくない、できない」が52.9%となっています。



【職業訓練などを受けたいか】

「今後収入を得る仕事をしたい方」のみ

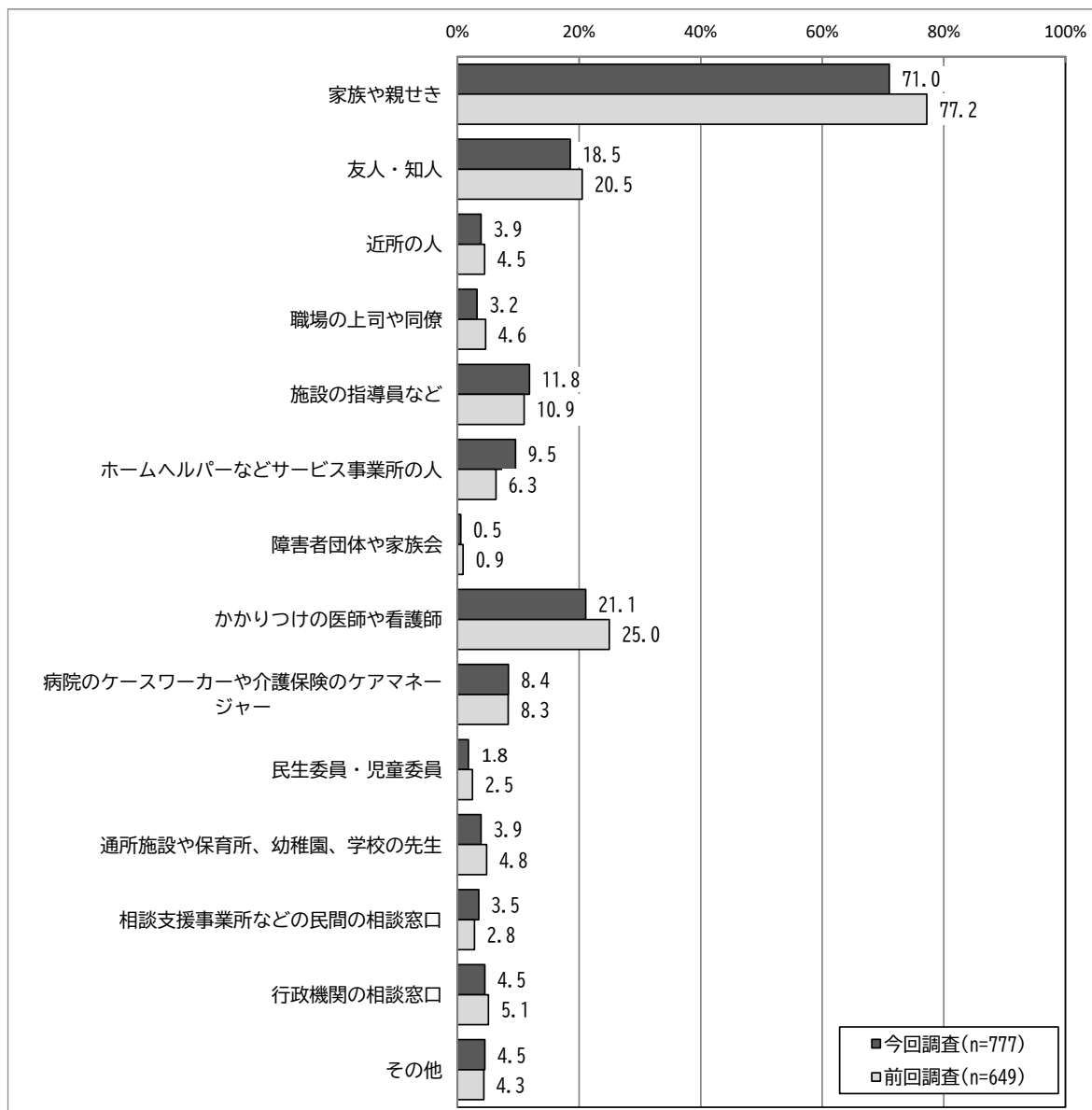
「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が39.4%で最も多く、次いで「職業訓練を受けたい」37.9%、「すでに職業訓練を受けている」18.2%の順となっています。



⑤相談相手について

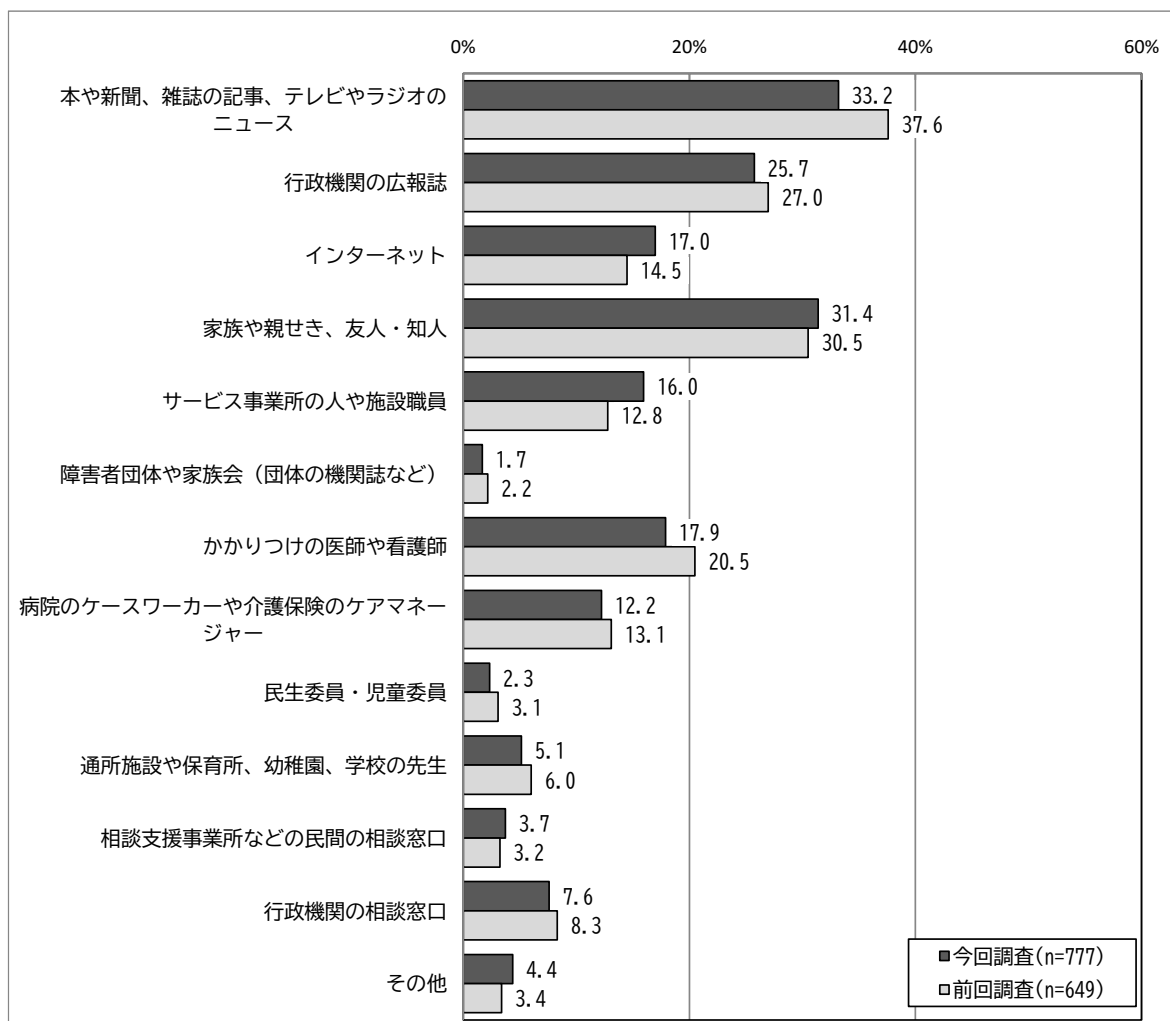
【悩みや困りごとなどの相談先】

「家族や親せき」が71.0%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」21.1%、「友人・知人」18.5%の順となっています。



【障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先】

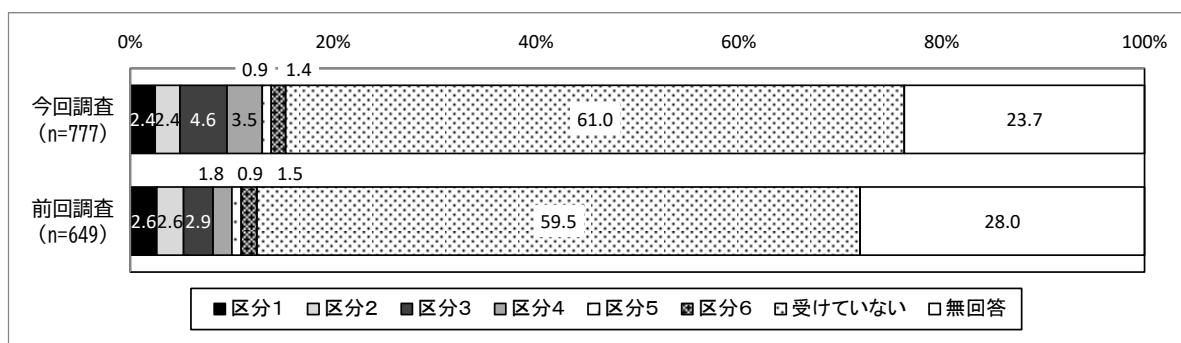
「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が33.2%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」31.4%、「行政機関の広報誌」25.7%の順となっています。



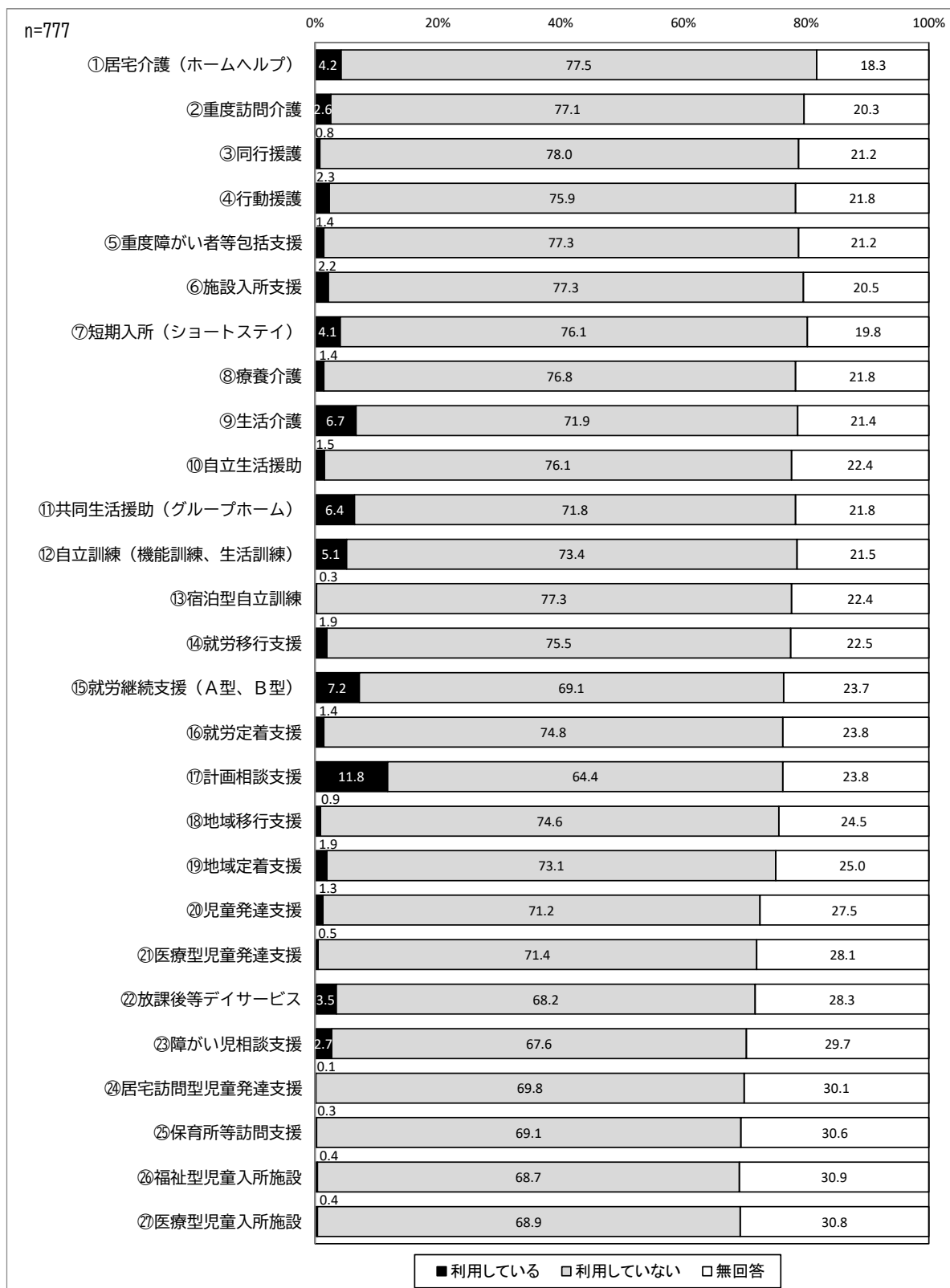
⑥障害福祉サービス等の利用について

【障害支援区分の認定状況】

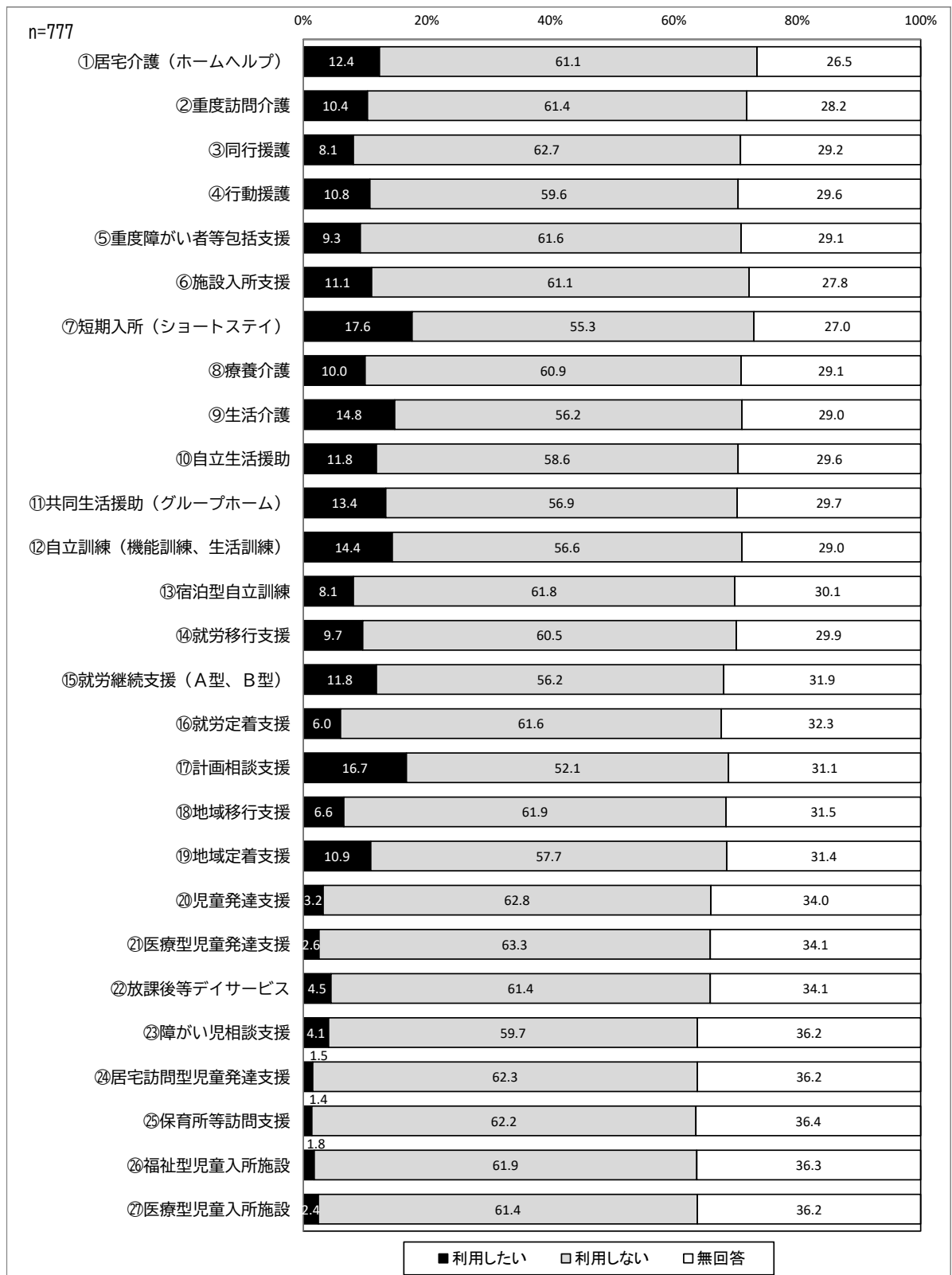
「受けていない」が61.0%で最も多く、次いで「区分3」4.6%、「区分4」3.5%の順となっています。



【障害福祉サービスの利用状況】

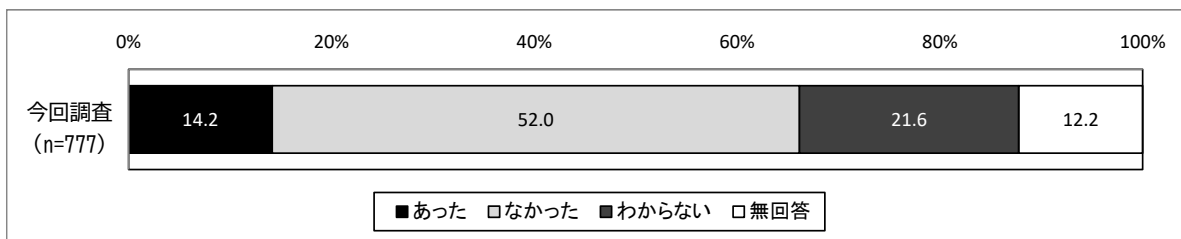


【障害福祉サービスの利用意向】



【新型コロナウイルス感染症の流行に伴う障害福祉サービスの利用への影響】

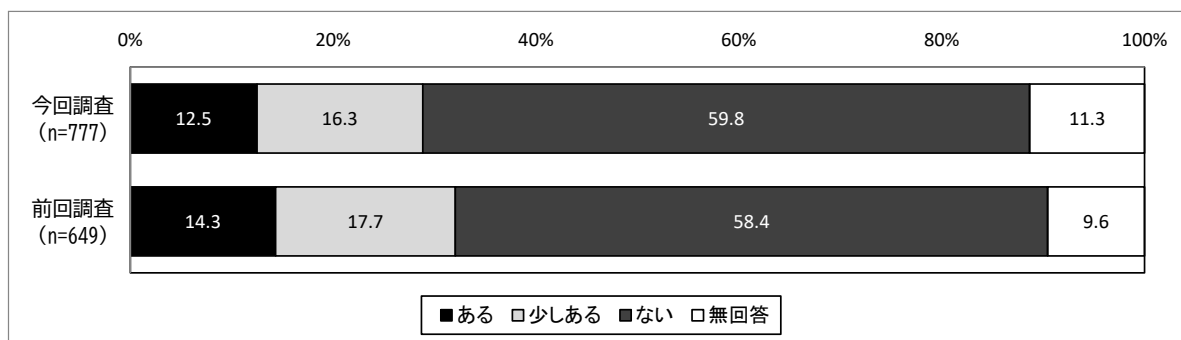
「なかった」が52.0%で最も多く、次いで「わからない」21.6%、「あった」14.2%の順となっています。



⑦権利擁護について

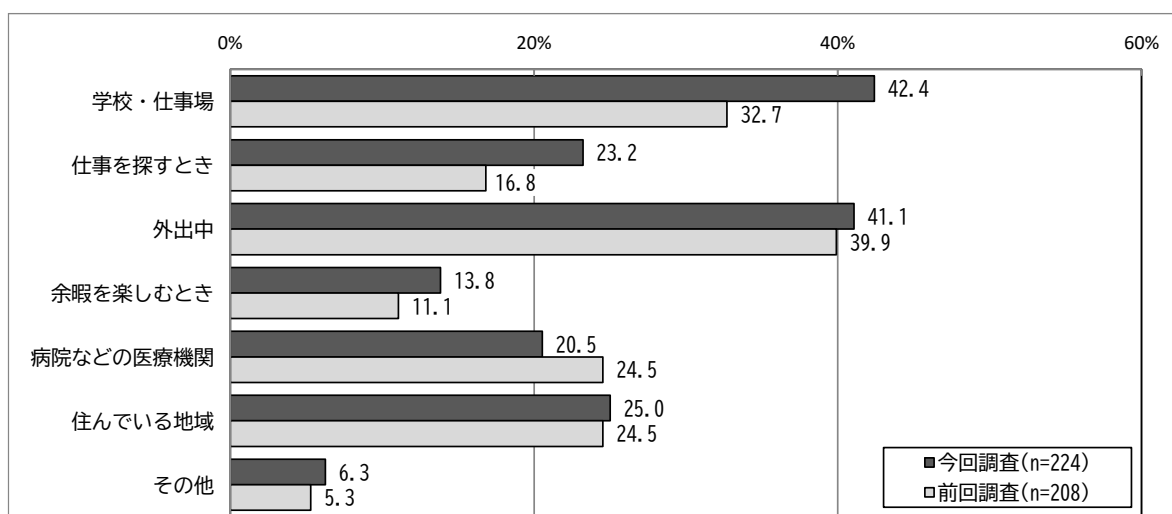
【障害による差別や嫌な思いをしたことがある経験】

「ない」が59.8%で最も多く、次いで「少しある」16.3%、「ある」12.5%の順となっています。



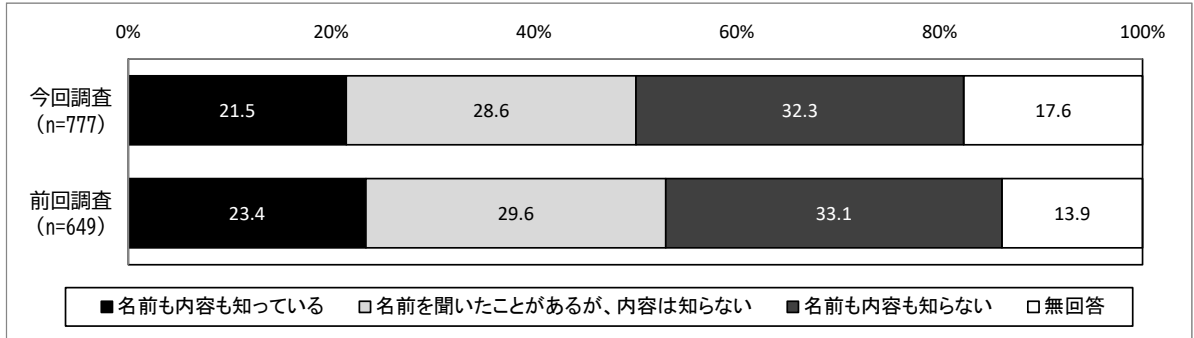
【差別や嫌な思いをしたことがある場所】

「学校・仕事場」が42.4%で最も多く、次いで「外出中」41.1%、「住んでいる地域」25.0%の順となっています。



【成年後見制度の認知状況】

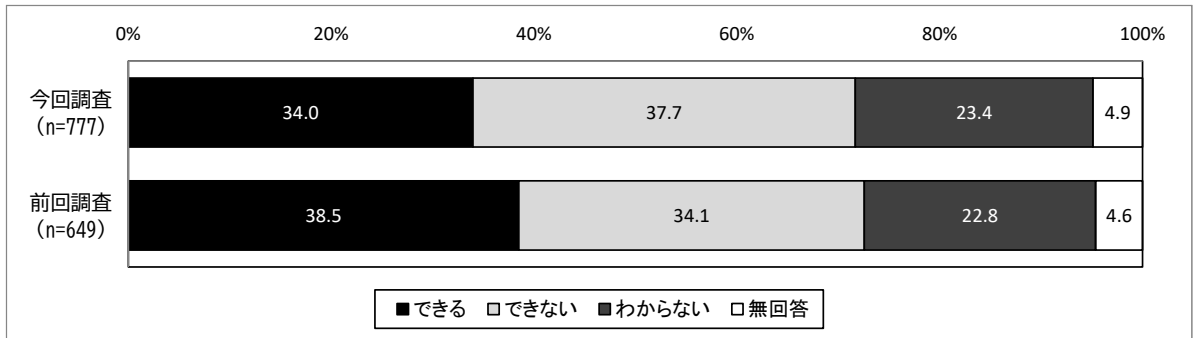
「名前も内容も知らない」が32.3%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」28.6%、「名前も内容も知っている」21.5%の順となっています。



⑧災害時の避難等について

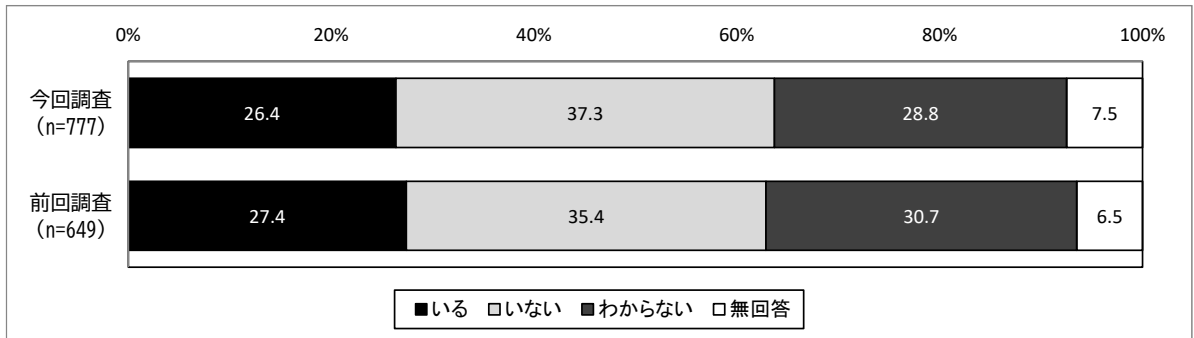
【一人での災害時の避難】

「できない」が37.7%で最も多く、次いで「できる」34.0%、「わからない」23.4%の順となっています。



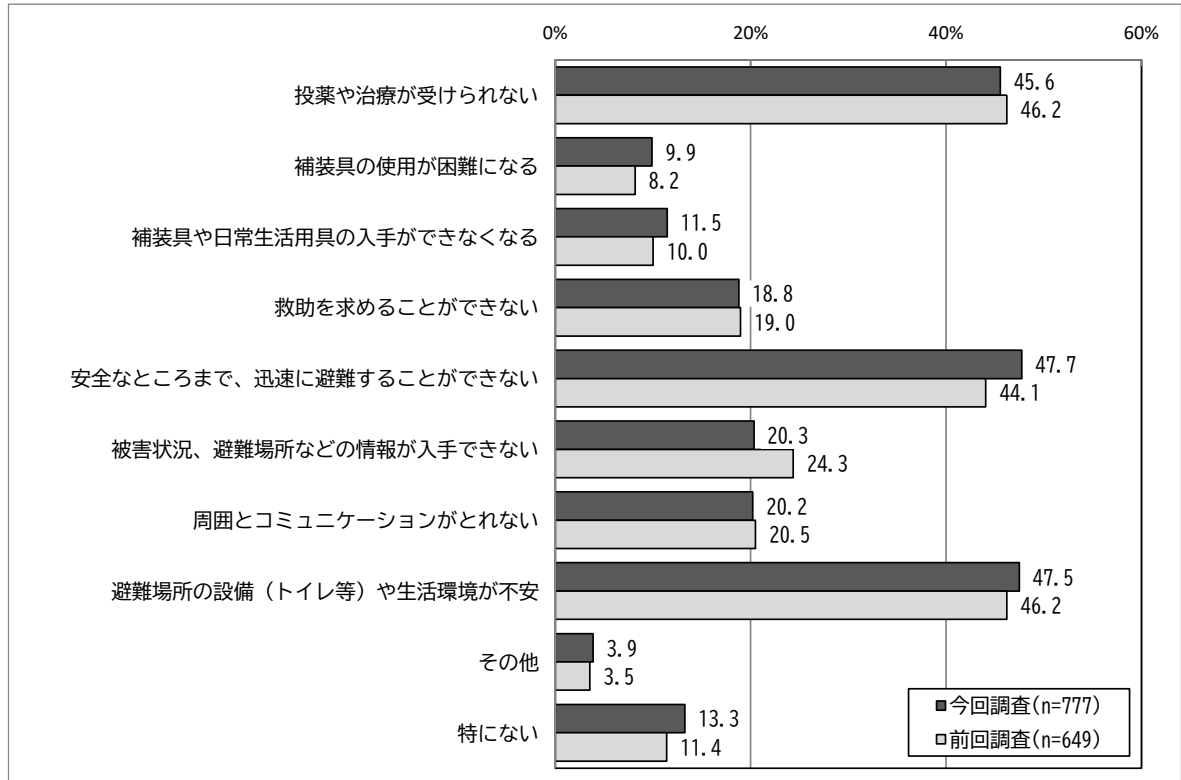
【家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人】

「いない」が37.3%で最も多く、次いで「わからない」28.8%、「いる」26.4%の順となっています。



【火事や地震等の災害時に困ること】

「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.7%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」47.5%、「投薬や治療が受けられない」45.6%の順となっています。

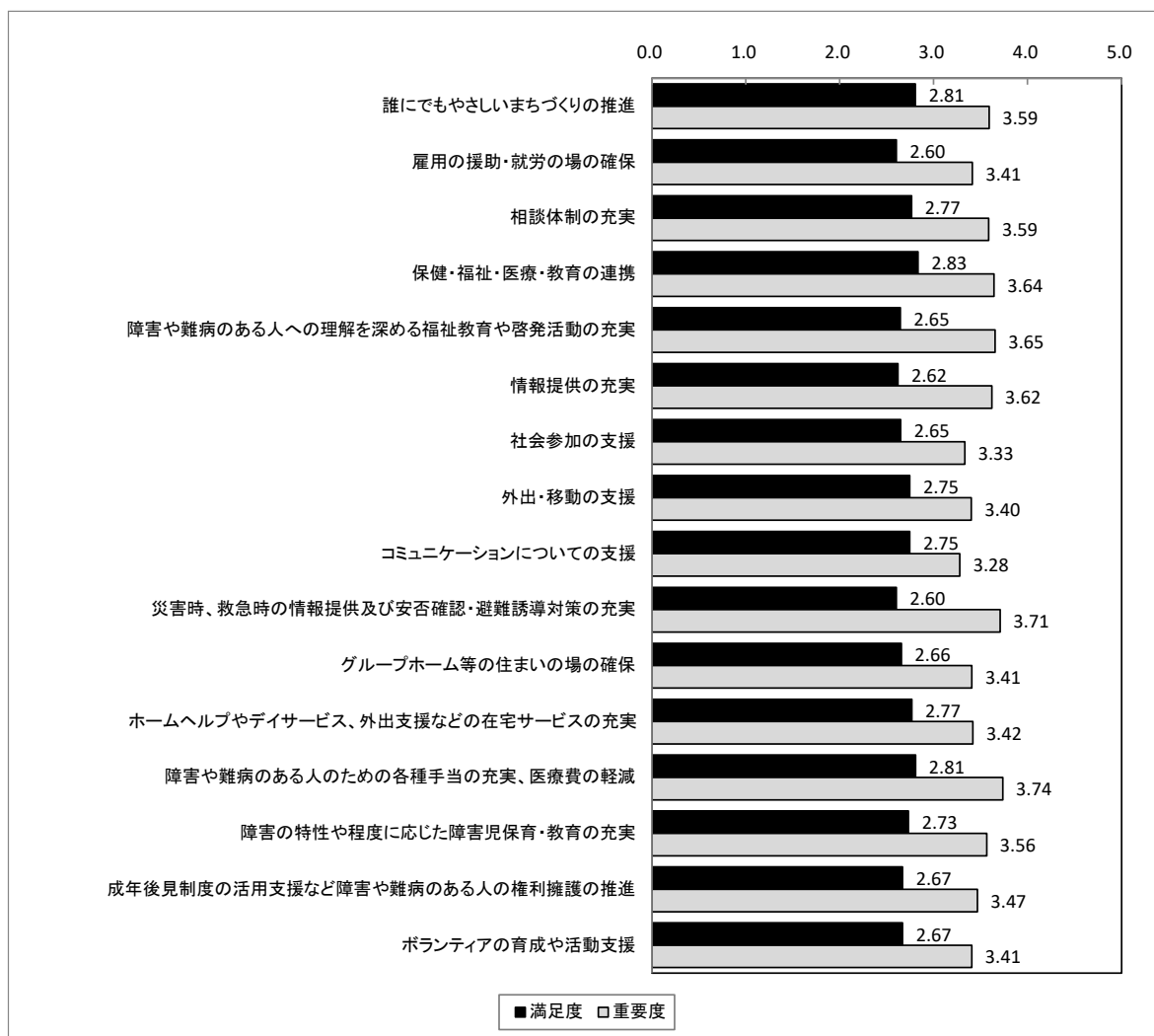


⑨障がい福祉施策等について

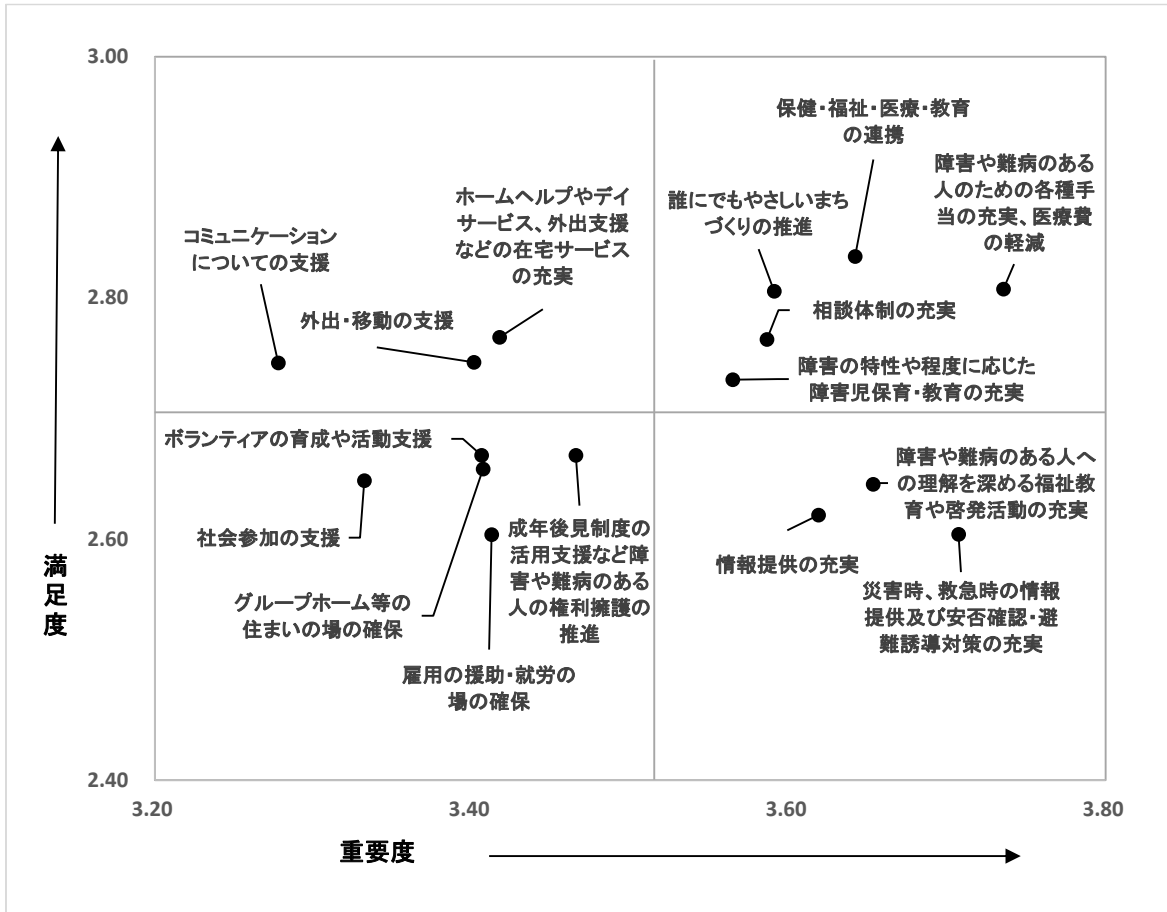
【障がい福祉を推進するうえで必要な取組】

障がい福祉に関する取組における満足度と重要度を、満足度では「満足=4点」「やや満足=3点」「やや不満=2点」「不満=1点」とし、重要度では「重要=4点」「やや重要=3点」「あまり重要ではない=2点」「重要ではない=1点」として点数化し、項目ごとに比較しました。

最も重要度が高い取組は、「障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」次いで、「災害時、救急時の情報提供及び安否確認・避難誘導対策の充実」、「障害や難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実」の順となっており、満足度が高い取組としては「保健・福祉・医療・教育の連携」、「障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」の順となっています。



また、満足度と重要度の相関をみると、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「災害時、救急時の情報提供及び安否確認・避難誘導対策の充実」、「障害や難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実」などがあがっています。



(3) アンケート調査のまとめ

アンケート調査の結果、日常的な介助者として「65歳以上」の高齢者が半数近くみられ、健康状態が、「よくない」と回答した介助者も2割弱と前回調査より増加していることから、介助者を援助するためにも障害福祉サービスの利用促進が必要です。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援として、「経済的負担の軽減」が5割弱となっていますが、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」も4割近くとなっており、障害福祉サービスの重要性が高まっています。

障がいによる差別や嫌な思いをした経験があったとした回答が3割近くとなっていることから、障がい者への偏見や差別をなくすため、障がい者への理解の促進を踏まえた広報啓発を推進する必要があります。また、成年後見制度の内容を知らないとした回答が前回調査同様6割以上と非常に多いことから、引き続き成年後見制度に関する広報啓発も必要です。

災害時の避難を一人でできないとした回答は4割近くとなっており、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人がないとした回答も4割近くと多くなっています。災害時に支援が必要な方への支援策の徹底を行うとともに、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、防災力を高めていくことが重要です。

障害福祉を推進するうえで必要な取組として、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「災害時、救急時の情報提供及び安否確認・避難誘導対策の充実」、「障害や難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実」などがあがっていることから、今後、市として重点的に取り組まなければいけない施策だと考えられます。

なお、障害福祉サービスの現在の利用状況と今後3年以内の利用意向によると、新たな利用意向が多いサービスとして、「短期入所」、「自立生活援助」、「自立訓練」などがあげられています。

第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国から示された基本的な理念との整合を図ったうえで、次の 7 点を基本方針として設定します。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体・知的・精神(発達障害・高次脳機能障害・強度行動障害を含む。)の各障がいのある方並びに難病患者等に対し、地域で必要なサービスを受けることができるように、必要な情報提供を行いサービスの活用を促進するとともに、これまでの障害福祉サービス、障害児通所支援や地域生活支援事業等の現状やニーズを把握し充実に努めていきます。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

また、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえ、効果的な連携を図ります。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無に関わらずあらゆる市民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障がいのある方への理解促進の取組や地域の実情に応じた、制度を超えた切れ目のないサービス確保を推進します。

また、社会福祉法に基づく北斗市地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、取組を進めていきます。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を進めます。

(6)障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制と併せて、人材の確保・定着が重要であるため、人材の新規獲得及び安定的な雇用の確保、職場環境の整備やICTの活用等による事務負担の軽減、業務の効率化を関係機関と協力して支援します。

(7)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

また、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末の福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%以上削減することを基本とする。
- ②令和 4 年度末時点の福祉施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本市における成果目標】

- ①福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%削減することを目標とします。
- ②令和 4 年度末の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	110 人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	6 人	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
	5.5%	
【目標】地域生活移行者数	7 人	令和4年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込み人数
	6.4%	
【見込み】施設入所者	104 人	令和8年度末時点の施設入所者数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市における成果目標】

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回開催します。

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における成果目標】

函館圏域(北斗市、函館市、七飯町)では、令和2年度に地域生活支援拠点(あんしんネットワーク)の運用を開始しており、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保を図るため、コーディネーターを配置しています。

この地域生活支援拠点については、函館地域障害者自立支援協議会において活動実績を報告し、毎年検証を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の 1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	8人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	4人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	6人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	0人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	1人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	1人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

③就労定着支援事業に関しては、北斗市内に事業所がないことから、近隣の函館市の 2 事業所との連携を図りながら、必要に応じた利用を促進します。

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業	0 人	令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】 就労定着支援事業	1 人	令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数 令和 3 年度の 1.41 倍以上

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①本市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。
インクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援事業者数	箇所	2	2	2

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関しては、北斗市内に事業所がありませんが、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、利用者やその家族のニーズに応じて事業所の確保に努めていきます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき目標値を設定するとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促進し、コーディネーターの配置人数の増員を目指します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有・無	有	有	有
コーディネーターの配置人数	人数	2	3	4

(6)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図るとともに、北斗市、函館市、七飯町の関係団体で構成する函館地域障害者自立支援協議会において個別事例の検討を行い、地域の支援体制の強化と活性化を図ります。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	有	有	有
協議会における専門部会の設置数	部会	5	5	5
協議会における専門部会の実施回数（頻度）※年間	回	6	6	6

(7)障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修などにより、効果的、効率的なサービス提供についての知識を深めるとともに、事業者からの相談等に適切に対応します。また、障害福祉サービス給付費に関し、請求審査に特化したシステムを新たに導入することで、給付費の適正化に向けた取組を行います。

3 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、月当たりで表示している実績及び見込みは各年度末のものを、年当たりで表示している実績及び見込みは各年度における1年間のものをそれぞれ記載しています。

(1)訪問系サービス

①居宅介護

障がいのある方のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助、通院介助等を行います。サービス提供事業所のほとんどが介護保険の事業所も兼ねており、すべての障害に対応していない事業所や登録はしていてもサービス提供はしていない事業所もあります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	時間/月	1,109	1,183	1,231
	人/月	53	61	62

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,281	1,333	1,387
	人/月	63	64	65

②重度訪問介護

重度訪問介護では、重度の肢体不自由で常時介護を要する人、重度の知的・精神障がいのある方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。居宅介護同様、介護保険事業所との兼業の事業所が多く、サービス提供についても同様の状況です。また、1回当たりのサービス提供も長時間となるため、事業所側も人員が確保できず、サービス提供ができない等の特別な事情もあります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	387	339	339
	人/月	3	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	339	339	339
	人/月	3	3	3

③同行援護

同行援護では、視覚障害によって移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間/月	24	37	42
	人/月	4	5	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	49	56	63
	人/月	7	8	9

④行動援護

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間/月	1	5	5
	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、障害支援区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護や生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的にを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	200
	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	200	200	200
	人/月	1	1	1

訪問系サービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が、個々のニーズや障害の特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活することができるよう訪問系サービス提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）の提供体制の充実と質の向上を図ります。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある方で、障害支援区分3以上または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である方に対して、主として昼間において障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日/月	4,869	5,036	5,104
	人/月	217	230	232

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	5,148	5,192	5,236
	人/月	234	236	238

②自立訓練

②-1 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	46	60	99
	人/月	5	7	9

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	121	143	165
	人/月	11	13	15

②-2 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な、障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	25	23	23
	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	23	23	23
	人/月	1	1	1

②-3 宿泊型自立訓練

生活能力の維持・向上のため、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行う宿泊型の自立訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
宿泊型自立訓練	人日/月	60	31	31
	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	人日/月	31	31	31
	人/月	1	1	1

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

※令和6年度以降、新たに始まるサービスであるため、現時点で見込み量を示していませんが、サービスの利用希望があった場合には、適切に対応していきます。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日/月	-	-	-
	人/月	-	-	-

④就労移行支援

一般就労などを希望する65歳未満の人を対象として、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日/月	241	206	238
	人/月	13	13	14

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	272	306	340
	人/月	16	18	20

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	519	520	620
	人/月	24	27	31

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	700	780	860
	人/月	35	39	43

⑤-2 就労継続支援(B型)

企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	2,994	3,077	3,021
	人/月	155	156	159

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	3,078	3,135	3,192
	人/月	162	165	168

⑥就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援を利用し、一般就労へ移行した障がい者が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人/月	0	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	1	1	1

⑦療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人/月	5	5	5

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	6	6	6

⑧短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある方に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所(福祉型)	人日/月	163	167	167
	人/月	8	13	13
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	167	167	167
	人/月	13	13	13
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

日中活動系サービス見込量の確保のための方策

- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型のサービス基盤整備を促進します。
- 地域生活への移行や能力の適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援、就労定着支援等の整備を促進します。また、事業所(施設)整備に当たっては、地域のニーズやバランスに配慮しながら、社会福祉法人が主体的に行う整備の支援に努めます。
- 相談支援事業所等との連携を図り、障がいのある方と事業所のマッチングとフォローアップをして、継続してサービスを利用できるように努めます。
- 地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び療養介護)及び短期入所事業を充実させます。
- 就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(3)居住系サービス

①自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する障がいのある方について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人/月	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2

②共同生活援助(グループホーム)

共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事の介護等、自立した日常生活を送るための援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人/月	159	161	167

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	173	179	186

③施設入所支援

生活介護利用者または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人に対して、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人/月	114	110	109

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	108	107	106

居住系サービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が安心して住み慣れた地域で生活を続けたり、入所施設等から円滑に地域移行できるよう、社会福祉法人等によるグループホームの主体的な整備を促進します。
- 事業者に対して、施設入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう働きかけていきます。
- 施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域での居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

(4)相談支援事業

①地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している障がいのある方や精神科病院に入院をしている障がいのある方に対し、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	1	1

②地域相談支援(地域定着支援)

居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	1	1	1

③計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がいのある方に対して、心身の状況や障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成など、きめこまやかなケアマネジメントを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人/月	258	284	289

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	294	299	304

相談支援見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

4 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある方などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現が図れるよう、家族、地域住民等の地域での自発的な取組を支援します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

③-1 障がい者相談支援事業

障がいのある方等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行います。

市では、相談支援センターや函館市及び七飯町と2市1町で設置している障がい者生活支援センター、地域生活支援センターとそれぞれ連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

③-3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

③-4 自立支援協議会

障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要不可欠です。

このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置し、地域における関係機関のネットワークの構築と相談支援体制の充実化を図ります。

市では、函館市及び七飯町と「函館地域障害者自立支援協議会」を設置し、委託相談支援事業者の運営評価をはじめ、困難事例に関しての協議・調整、市町村障害者福祉計画の具体化に向けた協議、地域の社会資源の開発や改善に向けた提案等相談支援事業の効果的な運営に努めています。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見開始の申立をする親族がない等の理由により、成年後見制度を利用することができない人を対象に、市が家庭裁判所に審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	5	5

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある方等とその他の人の意思疎通を仲介します。

市では、函館市・七飯町との協定により、障がい者生活支援センターに委託して実施している「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」において、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（手話通訳）	実利用者数	113	96	140
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（要約筆記）	実利用者数	0	0	1
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（手話通訳）	実利用者数	150	150	150
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（要約筆記）	実利用者数	5	5	5
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするために、障害に応じた日常生活用具を給付します。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子などの給付を行います。
自立生活支援用具	障がいのある方の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付を行います。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障がいのある方の在宅療養等を支援する用具の給付を行います。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭や視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオなど、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付を行います。
排泄管理支援用具	ストマ用具など、障がいのある方の排せつ管理を支援する衛生用品の給付を行います。
居宅生活動作補助用具	障がいのある方の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	4
自立生活支援用具	件/年	12	7	9
在宅療養等支援用具	件/年	4	3	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	5	7
排泄管理支援用具	件/年	231	223	220
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	9	9	9
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	220	220	220
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	2	2	2

⑧移動支援事業

外出時に支援が必要な障がいのある方に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業	時間/年	458	1,052	900
	人/年	14	17	17

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	900	900	900
	人/年	17	17	17

⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターや近隣市町の作業所などを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1	1	1
	人/年	4	4	5
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	4	4	4
	人/年	5	8	7

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1	1	1
	人/年	5	5	5
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	4	4	4
	人/年	7	7	7

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある方を対象に、居宅を訪問し浴槽を提供して、入浴サービスを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	人/年	7	6	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	人/年	6	6	6

②日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方を対象に、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	人/年	26	20	20

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	人/年	20	20	20

③身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある方に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部として、1件につき10万5千円を上限に助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	3	3	3

④身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある方に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部として、1件につき10万円を上限に助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車改造費助成事業	件/年	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2

地域生活支援事業におけるサービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方の意向を尊重したサービスが提供できるよう、ケアマネジメント機能の充実を図り、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援に努めます。
- 障がい者生活支援センターに設置している地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- 障がいのある方が個々のニーズや障がいの特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービス提供体制の整備に努めます。
- 介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある方の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りについての体制整備に努めます。
- 事業者等による新たなサービスに関する情報の提供に努め、障がいのある方の多様なニーズに応じたサービス提供の促進を図ります。
- 障がいのある方の外出を支援するため、移動支援の利用促進を図るとともに、身体障害者用自動車の改造や運転免許の取得などの支援に努めます。
- 障がいのある方の社会参加や就労を促進するため、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進や補助犬の普及に努めます。
- 障がいのある方や介護者の負担を軽減する上で、重度障がいのある方に対し、日常生活用具の利用の促進に努めます。
- 地域の実情に応じた、支援者の育成に努めます。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実や、市民や企業によるボランティア活動を促進するなど、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 子ども、高齢者、障がい者を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのための多様な地域支援事業を推進します。
- 市民に対して障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施に努めます。

5 障がい児福祉サービス等の推進

障がいのある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいのある児童に対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 児童発達支援

療育の必要を認められた障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日/月	810	840	870
	人/月	57	59	60

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	854	868	882
	人/月	61	62	63

(2) 放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある児童を対象に、授業の終了後又は休日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	2,026	2,451	2,568
	人/月	133	148	161

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	2,768	2,968	3,168
	人/月	173	186	198

(3) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童の通所・通学場所へ2週間に1回程度訪問し、障がい児や職員に対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

(4) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

(5)医療型・福祉型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
福祉型児童発達支援	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
福祉型児童発達支援	人/月	0	0	0

(6)障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	人/月	143	254	323

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	311	299	287

障がい児サービス等見込量の確保のための方策

- サービス提供事業所が少ない中、サービス利用希望者が多く利用者のニーズにすべて応えることが困難な状況であるため、より一層相談支援事業所・提供事業所と連携し、幅広い対象者への療育が可能になるように努めます。
- 地域自立支援協議会の機能充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実に努め、市民や企業によるボランティア活動を促進し、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスの補完・補助機能としての日中一時支援・保育所等訪問支援の活用等を行う事により、療育を支援します。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスは需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービスの供給量の確保を支援します。

第4章 計画の推進に向けて

第4章 計画の推進に向けて

1 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1)地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

そのため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障害の程度や緊急時における支援の必要性などを地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

また、障がいのある方の重度化や高齢化が進む中、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、函館市、七飯町との連携や渡島圏域での対応を含め、精神障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2)障害に対する理解促進及び障がいのある方への配慮

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障害に対する理解を促進するための取組を進めていくことが重要です。

広報などによる障害への理解を促進するための情報発信や、ポスター掲示などによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなど、障害に関しての理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備に努めます。

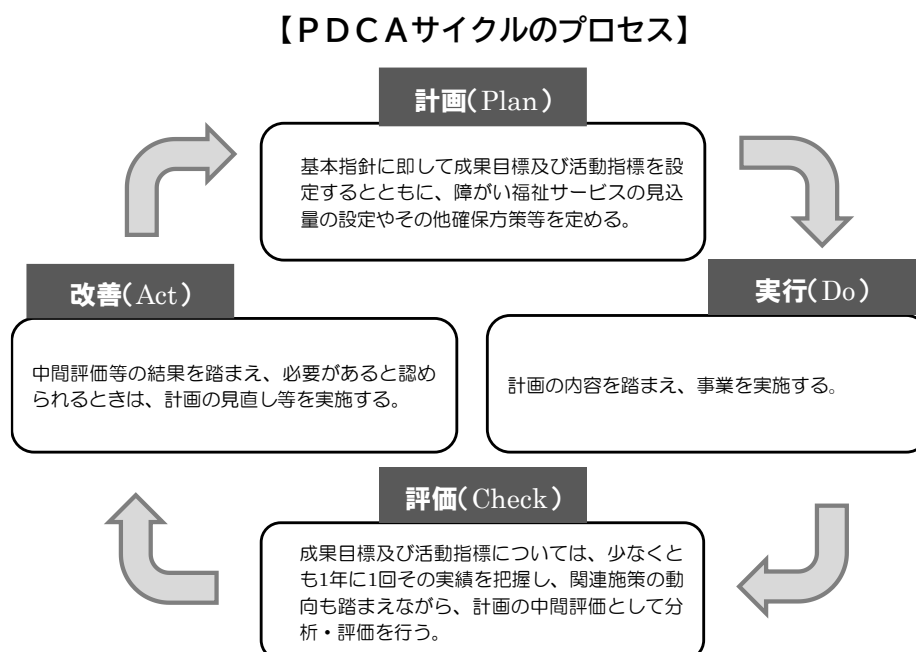
(3)障がいのある方の人権の尊重

障がいのある方が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことができる環境づくりに努めます。

2 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1)達成状況の検証及び評価

障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々障害福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価（PDCA サイクル）を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。



(2)支援体制の強化

障害福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、市の関係部署や国、北海道、他市町村、町内会・自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

(3)財政基盤の確立

障害福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

(4)障害福祉サービスの提供に係る人材の確保

高齢化による介護ニーズの増大や現役世代の減少に伴い、障害福祉サービスの提供に係る人材の不足が深刻となっています。

限りある人材の有効活用に取り組む中で、サービスの質を低下させずに現場の業務負担の軽減を図る観点からは、生産性の向上・業務効率化や人材の専門性の発揮等が重要です。事業所等と連携し、障害福祉サービスの提供に係る人材の確保及び現場における業務の効率化に取り組みます。

資料編

北斗市障がい者福祉計画・北斗市障がい児福祉計画の策定について(答申)

答 申 書

令和6年3月15日

北斗市長 池田達雄様

北斗市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 坂本徳廣

第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画について(答申)

令和5年8月1日付北保福第1179号をもって諮問を受けました、第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画の策定について審議した結果、諮問のとおり当該計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

記

3年以上に渡り世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症について、昨年5月から感染法上の位置付けが5類に移行し、平時へと移行しました。

この間、北斗市では市民が安心して日常生活が送れるよう、国の施策はもとより、市独自の施策として緊急かつ集中的な多岐にわたる施策が展開されてきたところであります。

一方で、国では障がいのある方の希望する生活を実現するため、地域生活支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進などを趣旨とする「障害者総合支援法」の改正や、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、包括的な支援体制の強化を趣旨とする「児童福祉法」の改正が行われるなど、障がいのある方を取り巻く状況は刻一刻と変化しております。

本計画は、先に述べた状況の変化や、北斗市において実施している施策の進捗状況及び各種障害者手帳所持者を対象に実施した福祉に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、地域共生社会の実現に向けた取組み、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保・定着などを目指した施策内容となっております。

また、北斗市のまちづくりの基本理念であるSDGsや、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備）の視点を新たに本計画の基本的考え方に位置づけ、障害福祉サービスとの効果的な連動を図ることで、市全体の福祉の向上を目指すこととしております。

なお、施策の推進にあたっては、当策定委員会の答申を踏まえ、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり並びに障がいのある方を支える持続可能な基盤づくりを目指されるよう各種施策の推進を期待いたします。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過

○第1回 令和5年 8月 1日（火）

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 計画に係る基本指針の主な内容について
- (3) 計画策定のスケジュールについて
- (4) アンケート調査の実施について

○第2回 令和5年11月20日（月）

- (1) 福祉に関するアンケート調査について
- (2) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（素案）について

○第3回 令和6年 1月23日（火）

- (1) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（素案）について
- (2) パブリックコメント手続の実施について

○第4回 令和6年 3月 1日（金）

- (1) パブリックコメント手続の実施結果について
- (2) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（案）の決定について
- (3) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画策定についての答申書（案）について

北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

[平成18年11月20日制定・北斗市訓令第134号]

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「障がい者福祉計画」という。）の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職名
委員長	坂 本 徳 廣	社会福祉法人函館緑花会理事長
副委員長	三 上 裕 子	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会会長
委員	浦 田 慎 一	北斗市校長会会長、上磯中学校校長
//	大 折 伸 明	北斗市町会連合会会長
//	大 場 公 孝	社会福祉法人侑愛会理事長、ゆうあい会診療所所長
//	小 林 千代子	手話サークルLの会会長
//	白 石 勝 美	北斗市身体障害者福祉協会会長
//	田 中 幸 憲	北斗市民生委員児童委員連合会会長
//	中 野 伊知郎	社会福祉法人侑愛会星が丘寮施設長
//	水 野 あずさ	北斗市手をつなぐ育成会役員

用語の解説集

用語(五十音順)

●あ行

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を医療法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、厚生労働省と文部科学省の通知で、2004年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員がたんの吸引、経管栄養、導尿補助の三つができる。

●か行

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。

【共同生活援助】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅生活動作補助用具(住宅改修)】

障害のある方の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害などがある障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な場合でも、自宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【計画相談支援】

障害のある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。

●さ行

【サービス等利用計画】

障がい者のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画。

【在宅療養等支援用具】

透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。

【施設入所支援】

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【児童発達支援】

未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労選択支援】

障がいのある方が、希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援するサービス。

【就労定着支援】

障がいのある方の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートを行うサービス。

【宿泊型自立訓練】

知的または精神障害のある方が、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のため、泊まりによる訓練を受けられるサービス。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障害のある方、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある方とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。

【障害者虐待防止法】

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある方の権利利益を擁護することを目的として制定された法律。

【障害者差別解消法】

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を促進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

【障害者総合支援法】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【障害者相談支援事業】

障害のある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方に定期的な訪問等の支援を行うサービス。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

【身体障害者自動車運転免許取得費助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

【身体障害者用自動車改造費助成】

自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある方に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

●た行

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障害のある方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

【特別支援学校】

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。

●な行

【日常生活用具給付等事業】

障害のある方に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

【日中一時支援事業】

活動場所が必要な障害のある方などに、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う。

●は行

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。

【発達障害】

生まれつき脳の発達が通常と違っているために、比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応に問題が発生する障害。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害(PDD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などがある。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等を現在利用・通学中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。

【放課後等デイサービス】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。

【訪問入浴】

自力での入浴が困難であったり、家族のサポートだけでは入浴が難しい障がいのある方に、自宅まで訪問し入浴のための支援を行う。

●ら行

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

第7期北斗市障がい者福祉計画

第3期北斗市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 北海道北斗市

編集 北斗市民生部保健福祉課福祉サービス係
〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

[TEL] 0138-73-3111

[FAX] 0138-74-2510

[H P] <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/>